平成28年度補正予算

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金

公募要領

(二次公募)

平成28年12月



補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点に ついても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますよ うお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の 交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の 完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよ う保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
 - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
 - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に 進ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに 受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還し ていただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交 付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することが あります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1	事業概要	
	1-1 趣旨 1-2 事業内容 (1)補助金名 (2)事業規模 (3)補助対象となる事業者と住宅 (4)交付要件 (5)補助対象となる設備等 (6)補助金額及び上限額 (7)公募方法 (8)事業スケジュール (9)公募説明会 (10)重要事項 1-3 その他 1-4 ZEHビルダーについて	5
2	事業要件と加点要件	
	2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧 2-2 エネルギー計測装置の要件 2-3 エネルギー計測装置の加点要件 2-4 省エネ性能表示取得事業に対する加点要件 2-5 ZEH補助事業に新たに取り組むZEHビルダー:	15 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 ・・・・・・・・・・18 ・・・・・・・・・・
3	事業の実施	
	3-1 事業年間スケジュール 3-2 二次公募事業詳細スケジュール 3-3 公募~交付決定 (1) 事請 (2) 申請 (3) 手続代行者について (4) リース事業者との共同申請について (5) 審査 (6) 交付決定 3-4 補助対象事業の開始~完了 (1) 補助対象事業の開始 (2) 中間検査(現地調査) (3) 補助対象了日 3-5 実績報告及び補助金の交付の確定 (4) 事業行の報告(現地調査) (3) 補助金の交付の確定 (2) 完了検査(現地調査) (3) 補助金の交付の確定 (2) 完了検査(現地調査) (3) 補助金の交付の確定 (2) 完了検査(現地調査) (3) 補助金の必表 (5) 使用状況の報告 (6) 取得財産の管理等 (7) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等 3-6 注意事項	21

INDEX

4	交付申請の方法	
	[H28年基準]	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	交付申請書及び添付書類の入力例	
	全ての申請において必要な	計類 •••••••• 56
6	よくある質問と回答	66
	申請書提出先及び問合せ先	••••••• 70

1. 事業概要

事業概要

1 - 1 趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という。)の実現を目指すとする政策目標を設定しています。

経済産業省資源エネルギー庁は、この目標の達成にむけたZEHロードマップの検討を行い、そのとりまとめを2015年12月に公表しました。

本事業は、上記政策目標とZEHロードマップに基づくZEHの普及を加速させることを目標として、ZEHを新築する、 ZEHの新築建売住宅を購入する、又は既築住宅をZEHへ改修する者に補助金を交付するものです。

- ◆ ZEHロードマップ検討委員会 とりまとめ http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151217003/20151217003-1.pdf
- ◆「ZEHロードマップとりまとめ」概要 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh_report/pdf/report_160212_ja.pdf

<ご参考> ZEHロードマップにおけるZEHの定義

【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。 また、計算方法は、平成25年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に 伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

● ZEHの定義

以下の①~④のすべてに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1~8地域の平成25年省エネルギー基準(η A値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0. 4[W/m²K]相当以下、3地域:0. 5[W/m²K]相当以下、4~7地域:0. 6[W/m²K]相当以下)
- ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

● Nearly ZEHの定義

以下の①~④のすべてに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1~8地域の平成25年省エネルギー基準(η A値、気密・防露性能の確保等の留意事項) を満たした上で、UA値 1、2地域:0. 4[W/mK]相当以下、3地域:0. 5[W/mK]相当以下、4~7地域:0. 6[W/mK]相当以下)
- ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減
- (注)上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。 本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

1 - 2 事業内容

(1)補助金名

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金(以下、「本事業」という。)

(2)事業規模

事業規模約30億円(二次公募分)

(3)補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という。)は、新築住宅の建築主、新築建売住宅*1の購入予定者、 又は既築住宅の所有者に限ります。

また、「暴力団排除に関する誓約事項」 (P60参照) に記載されている事項に該当する者が行う事業は、 本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①~⑤の条件を満たすものに限ります。

- ① 申請者が常時居住する住宅。(住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります) (注)既築住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。 但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等 一覧」(P15参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既築住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築建売住宅※1の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。 但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に、申請者が居住する場合は、その自宅部分については申請することができます。
- ※1 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅

(4)交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準以上であること。(P15参照) (外皮平均熱貫流率(UA値)は地域区分ごとに定められた数値以下であること)
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。※1
- 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。※2 売電を行う場合は余剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
- 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※3 ※4
- ② 申請する住宅は「平成28年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」(以下、「H28ZEH支援事業」という。)でSIIに登録されたZEHビルダー (https://sii.or.jp/zeh28/builder/search/)が設計、建築又は販売を行う住宅であること。(P12参照)
- (注) 住宅の種類とZEHビルダー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。 例えば、建売住宅については、その住宅の地域で、建売住宅の区分でZEHビルダー登録をされている事業 者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー登録されている事業者や注文住 宅の区分のみでZEHビルダー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。 (P15~16参照)
- ④ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。(P17参照)
- ⑤ 既築住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。
- ※1 エネルギー計算は、以下のいずれかによるものとします。また、空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。
 - 1.建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」(建築物エネルギー消費性能基準)
 - 2.エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)に基づく「エネルギーの使用の合理 化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成28年経済産業省・国土交通省告示 第1号による改正後のもの)」(以下、「H28年基準」という。)

- 3.平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお 従前の例によることとされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の 判断の基準」(以下、「H25年基準」という。)
- ※2 既築住宅においては、既設の太陽光発電システムも認めます。
- ※3 再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算にあっては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※4 今年度の本事業では、1、2地域における寒冷地特別強化外皮仕様の場合に限り、Nearly ZEH も補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。

(5)補助対象となる設備等

① 補助対象

補助金交付の対象は、ZEHに導入する設備のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P15~P16)に「該」と記載するものとなります。

なお、補助対象設備は新品を導入すること。

② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下、「適正化法」という。)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名 及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額について加算金(年10.95%の利率)の対象となりますのでご注意ください。

(6)補助金額及び上限額

1 補助対象住宅

- ・交付要件を満たす住宅
- 一戸あたり 定額 125万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)
- ・交付要件を満たし、寒冷地特別外皮強化仕様(1、2地域において外皮平均熱貫流率(UA値)0.25以下)の住宅 一戸あたり <u>定額 150万円</u>(Nearly ZEHとして、設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを加えて、 基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている住宅の場合は、<u>定額 125万円</u>)

② 蓄電システム

補助対象として採択されるZEHに蓄電システム※1を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

<u> 蓄電システム(P16参照)の補助額 : 蓄電容量※21kWh当たり5万円</u>

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費※3の1/3又は50万円のいずれか低い金額

- ※1 蓄電システムの要件は「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P16参照)をご確認ください。
- ※2 補助額計算上は蓄電容量小数点第二位以下は切り捨てとなります。
- ※3 補助対象経費とは本体及び設置工事費の合計を指します。 設置工事費は、蓄電システムの据え付けに必要な接続端子までを補助対象とします。 なお、補助対象工事項目であっても、他の工事と切り分けられない場合は補助対象外とします。

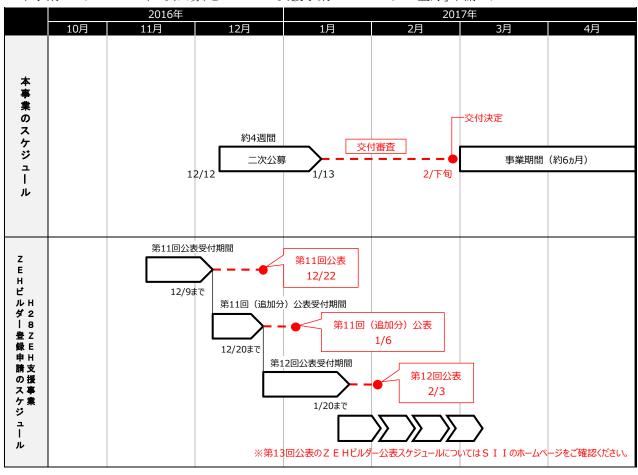
(7)公募方法

交付申請の受付方法

- ・公募は平成29年2月までを目途として、複数回実施する予定です。 (応募状況を踏まえて変更する可能性があります。)
- ・公募期間内にSIIが受け付けた申請書を審査対象とします。
- ・申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜~金曜)のみ行います。 (土日祝日には申請書の受付は行いません)
- ・審査についてはP24を参照してください。
- (注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となりますのでご注意ください。 申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんのでご注意ください。 なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者 (手続代行者がいる場合は手続代行者)に申請書を返送します。 不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

(8) 事業スケジュール

- ① 公募期間
 - 二次公募 平成28年 12月 12日(月) ~ 平成29年 1月 13日(金) 17時必着
- ② 交付決定
 - 二次公募 平成29年 2月下旬(予定)
- ③ 事業期間
 - 二次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ~ 平成29年 8月 25日(金)
- ④ 補助対象事業実績報告
 - 事業完了日から15日以内、かつ、以下の期日内であること
 - 二次公募の交付決定者 平成29年 9月 8日(金) 17時必着
 - ※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、かつ、工事代金の支払が完了した日付を指します。 新築建売住宅においては、引渡しを終え、かつ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。 但し、「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、 最短一週間のエネルギー計測の実施が完了した日が事業完了日となります。
 - (注)補助対象事業実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。
 - (注)補助対象事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取り下げたものとみなします。 ご注意ください。
 - ■本事業のスケジュール(二次公募)とH28ZEH支援事業「ZEHビルダー登録」申請スケジュール

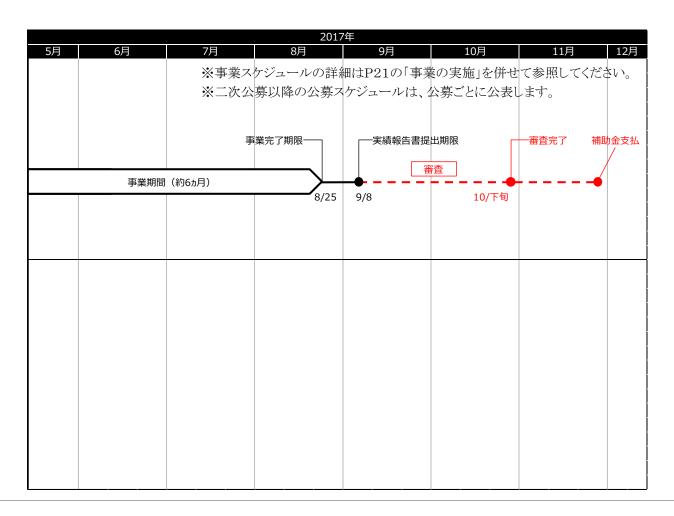


(9)公募説明会

二次公募において公募説明会は実施いたしません。

(10) 重要事項

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。 その際、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された指定のボードと共に必ず撮影すること。 ※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと罰則の対象となります。
- ② 交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。 変更する場合は、申請を取り下げて、申請可能な公募に改めて申請してください。
- ③ 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。 補助対象事業実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は補助対象外となります。
- ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P60参照)に同意したものとします。 申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取消などの措置をとります。
- ⑤ 住民票を送付する場合には、マイナンバーの記載のないものを送付してください。 なお、マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行います。
- ⑥ 補助対象住宅のエネルギー計算に省エネ法(H25年基準、H28年基準)を用いる場合は、同法の適用期間に 注意すること。
- ※ P27「注意事項」を必ず確認してください。



1 -3 その他

これまで、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業においては、以下のとおり補助金の申請情報や補助金交付後のアンケート結果を調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表しています。

- ◆「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 調査発表会 2016(同時開催:ZEHビルダー連絡会2016)」資料 https://sii.or.jp/zeh28/file/doc_1122.pdf
- ◆「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 調査発表会 2015」資料 https://sii.or.jp/zeh26r/file/doc_1124.pdf
- ◆「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 調査発表会 2014」資料 https://sii.or.jp/zeh26/meti/file/doc_1208.pdf

本事業において得られた情報も、同様に調査、分析し、その分析結果を広く公開するとともに、ZEHの更なる普及策の検討に活用することを予定しています。

1 -4 ZEHビルダーについて

SIIでは、H28ZEH支援事業において、自社が受注する住宅のうちZEH(Nearly ZEHを含む)が占める割合を 2020年度までに50%以上とする事業目標を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、 建売住宅販売者等を「ZEHビルダー」と定めて公募し、登録しています。 登録した「ZEHビルダー」は、SIIホームページで公表しています。

本事業では、H28ZEH支援事業で登録された「ZEHビルダー」が、設計、建築又は販売を行う住宅であることを交 付要件としています。(P6参照)

H28ZEH支援事業の「ZEHビルダー」登録についてはSIIホームページを参照してください。

- ◆ZEHビルダー一覧
- ・SIIホームページ

https://sii.or.jp/zeh28/builder/search/

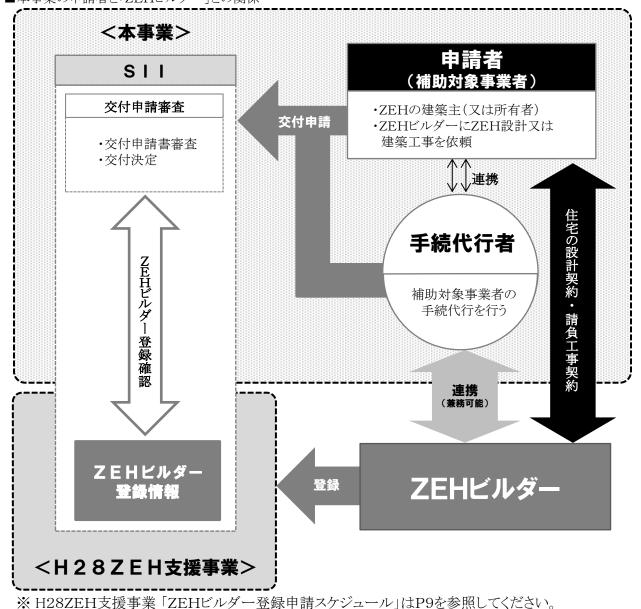
- ◆ZEHビルダー公募

・ZEHビルダー登録公募要領 https://sii.or.jp/zeh28/file/ZEHkouboyouryou_builder.pdf

·SIIホームページ

https://sii.or.jp/zeh28/builder.html

■本事業の申請者と「ZEHビルダー」との関係



12

2. 事業要件と加点要件

2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

設備等の種類				要件	補助 対象	要件となる基準							
全体共通						 建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」、又は省エネ法に基づく「H28年基準」もしくは「H25年基準」における計算に準拠した評価方法(P6参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。 							
						地域区分	1.2地域	3地域		4.5.6.7地域	Ì	8地域	
Ner.						外皮平均熱貫流率 (UA値)	0.4以下※1	0.5以下		0.6以下	基準値なし		
断熱	高断熱外皮			•	該	地域区分	1.2.3	•4地域	5地域	6地域	7地域	8地域	
						冷房期の平均日射 熱取得率(η A値)					2.7以下	3.2以下	
	暖房冷房		高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)		該	 主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(い)を満たす機種であること。 (http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf の 表A. 2参照) 							
	空調設備		パネルラジエーター		該	・以下①~③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式又はガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・ 断熱配管を採用すること。							
		暖房設備	温水式床暖房	* 2	該	・主たる居室に設置する場合は以下①~③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式又はガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・ 断熱配管を採用し、床の上面放熱率を90%以上とすること。							
			ヒートポンプ式セントラル 空調システム		誌	地域区分	1•2•3 地域		4 地域	5•6 地域	7 地域	8 地域	
					該	COP	3.0以上		3.3以上	3.7以	上	基準値なし	
	空気集熱式太陽熱利用 システム 該					_							
		冷房	ヒートポンプ式セントラル	1	該	地域区分	1・2・3 地域		4 地域	5•6 地域	7 地域	8 地域	
設備 空調システム COP 基準値なし					3.3	以上							
			電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)		該	・ JIS基準(JIS C 9220)に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上 但し、寒冷地(1・2・3地域)の場合は2.7以上であること。※4							
省エネル			潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等)		該	・ エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。 ※4							
ギー	給湯		潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール等)		該	・ エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。 ※4							
設備			ガスエンジン給湯機 (エコウィル等)		該	・ ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、 低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。							
			ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)		該	 熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。 							
			太陽熱利用システム	* 3	該	 太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。) 							
			燃料電池 (エネファーム等)			・ 固体高分子形燃料電池(PEFC)について、JIS基準(JIS C 8823:2008小形固体高分子チンステムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)及びLHV基準が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。並びに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上・固体酸化物形燃料電池(SOFC)について、JIS基準(JIS C 8841:2010小形固体酸化物システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱基準)の発電効率が40%以上(高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上)及び、LHV基準が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。並びに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上・上記以外の燃料電池については、上記に相当する効率以上であること。			株量基準(LHV 連の総合効率 上)であること。 物形燃料電池 株量基準(LHV 基準の総合				
・ 設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。 換気設備(24時間換気に係るもの)													
	照明 LED照明			•	該	・ LEDが光源である	50						
	設備		蛍光灯	※ 5	該	・ インバータータイプ	で100(lm/W)リ	以上のもの					

			設備等の種類 要 補助 対象			要件となる基準			
・システム	太陽光発電システム 等の 再生可能エネル ギー・システム	•		_					
蓄電システム		0	該	・ 平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電ンステム) ※6の「再生可能エネルギー蓄電モード」が「有」で登録されたリチウムイオン蓄電システムであること。					
エネル	エネルギー計測装置			・ エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。 ・ 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 詳細はP17「エネルギー計測装置の要件」参照。					

●:本事業で導入を必須とすること

- 〇:補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと
- 該:本事業で導入した場合は、補助対象となるもの
- (注)補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。
- ※1 「寒冷地特別外皮強化仕様」の場合は外皮平均熱貫流率(UA値)を0.25以下とすること。
- ※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。 但し、1、2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認めます。
- ※3 いずれかの設備を導入すること。
- ※4 給湯機のJIS効率(計算支援プログラムの入力は下記の要領になります)

JIS効率は、対象機器のJIS S 2075に基づくモード熱効率の値です。設置する給湯機にモード熱効率が表示されていれば、その値を入力してください。

設置する給湯機にモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率のみ表示されている場合には

- 潜熱回収型ガス給湯機(追焚あり)の場合はエネルギー消費効率6.4%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。
- ・ 潜熱回収型ガス給湯機(追焚なし)の場合はエネルギー消費効率4.6%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。
- ・ 潜熱回収型石油給湯機の場合はエネルギー消費効率8.1%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。
- ※5 住宅設備機器に付属する照明を除く。
- ※6 平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電システム) URL:https://sii.or.jp/renovation27r/search/maker?tab=maker&category=battery#search

【重要】 蓄電システムの導入目的と機器要件について

<導入目的>

本事業において補助対象となる蓄電システムは、上記機器要件を満たし、かつ再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器とします。

蓄電システムを補助対象として申請・導入する申請者は、制度上の目的を理解の上、その目的に沿った機器運用を 行ってください。

<補助対象機器>

平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電システム)の「再生可能エネルギー蓄電モード」項目が「有」で登録された機器が補助対象機器になります。 以下の要件等を満たす機器が掲載されています。

【接続及び運用の要件】

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。 (非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)

【仕様の要件】

ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの。

2 -2 エネルギー計測装置の要件

補助対象住宅に設置するエネルギー計測装置は以下の①~③の要件を全て満たすこと。

① 計測機器の要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
- 2) エネルギー計測装置は、1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。

2 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測装置 要件一覧表」の 「グレードA 必須要件」 を満たすこと。

■エネルギー計測装置 要件一覧表

機能区分	計測項目	グレードA 必須要件	グレードB 加点要件
太陽光発電	発電量	•	•
システム	売電量	•	•
	系統からの買電量	•	•
	住宅全体の電力使用量		•
┃ 電力使用量 ^{※1} の	暖冷房設備の電力使用量	○ *3	○*7
電力使用量 の 計測・取得 ^{※2} (表示できることを	ヒートポンプ式給湯器の 給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	0	0
前提とする)	ガスコージェネレーションシステム (エネファーム等)の発電量	0	0
	照明設備の電力使用量	-	★※8
	換気設備の電力使用量	_	★※9
蓄電システムの	充電力量	0	0
利用状況	放電力量	0	0
使用電力 計測·取得間隔 ^{※4}	30分以内	•	•
データ蓄積期間※5※6	1時間以内の単位 1カ月以上		●※10
(表示できることを前提とする)	1日以内の単位 13カ月以上	•	●※10

凡例 ●:必須項目 ○:機器設置の場合は必須 ★:グレードBにて申請の場合は必須

- ※1 積算消費電力量(Wh)又は消費電力(W)。
- ※2 エネルギー計測装置により電力使用量を計測するか、エネルギー計測装置が太陽光発電システム等の 他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
- ※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力使用量を計測できること。
- ※4 積算消費電力量(Wh)又は消費電力(W)の計測又は取得間隔。
- ※5 エネルギー計測装置により計測した所定時間単位の精算消費電力量データをエネルギー計測装置、 あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。
- ※7 住宅に設置した暖冷房設備の電力使用量の合計を計測できること。
- ※8 住宅に設置した照明設備の電力使用量の合計を計測できること。(非常灯や足元灯、住宅設備に付随する照明を除く)
- ※9 24時間換気システムに係る電力使用量を計測できること。(厨房レンジフードを除く)
- ※10 1時間ごとの電力使用量をデータ蓄積できること。

③ 運用時の要件

事業完了後、エネルギー計測装置に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。

2-3 エネルギー計測装置の加点要件

P17「エネルギー計測装置の要件」①②③に加えて、下記④~⑥の要件を全て満たす場合は、採択審査において加点評価を行います。(P24参照)

4 計測機器の要件

住宅内の電気配線をエネルギー区分ごとに独立して配線すること(P17「エネルギー計測装置要件一覧表」グレードB加点要件参照)、「ECHONET Lite」規格を活用することその他の方法により、「暖冷房設備」「換気設備」「給湯設備」「照明設備」の使用状況を計測・記録できること(給湯設備は電気式の場合に限ります)。

- ※ 1時間ごとの計測値をデータで提出できることを要件とします。
- (注)上記の計測を可能とする回路の設定や電気配線計画、CTセンサーの設定など具体的な手法を確認したうえで申請してください。「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業者が、計測機器の要件を満たさない事業となる場合は、原則として補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

⑤ 事業完了の要件

事業期間中にエネルギー計測装置等による実測期間を1週間以上設け、実績報告書提出の際に、エネルギー 計測の結果を併せて提出すること。

- 申請者が補助対象となる住宅に居住後、最短1週間のエネルギー計測の実施をもって、事業完了とする。
 - ※ 未入居状態での計測は無効です。
 - ※ 計測項目に応じたエネルギー計測データを提出できない場合は要件未達とみなします。
 - ※ 配線工事のミス等により、計測項目に応じた計測データを集計できない場合は、 「④計測機器の要件」未達とみなします。
 - ※ 計測データの提出は、エネルギー計測装置の計測データ(エクセル形式で書き出されたローデータ又は それを転記入力したもの)と、SIIが交付決定後に支給する総括表(エクセル形式)の両方を提出できることが 要件となります。 (HEMS等の表示画面キャプチャー画像等は無効です)
 - ※ 提出するエネルギー計測装置の計測データ(ローデータ)は計測項目や日時が記載されていること。
- (注) 「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業者が、 計測項目に応じたエネルギー計測データを提出できない場合は、原則として補助金の交付を受けることが出来ませんのでご注意ください。

⑥ 運用時の要件

「使用状況の報告」(P26参照)の際に、計測項目に応じたエネルギー計測データの提出を行うこと。

- ※ 事業完了後3年間、半期ごとに実施する定期報告アンケート(P26)の際に、④の計測項目に応じた 1時間ごとのエネルギー計測データの提出を行うこと。
- ※ 計測データをクラウド・サーバに蓄積するエネルギー計測装置(クラウド型HEMSなど)において、 クラウド・サービス提供者経由でデータ提出を行うことも可能とする。 但し、この場合においてもアンケート回答は補助対象事業者が必ず実施すること。
- (注1)「エネルギー計測装置の評価加点」を受けて採択を受けた事業者が、「使用状況の報告」による定期報告アンケートにおいて、正当な理由なく1時間ごとのエネルギー計測データを提出しない場合には、補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。
- (注2)アンケートは半期ごとに1回、計6回実施します。エネルギー計測装置の1時間ごとのエネルギー計測データ 保存期間がアンケート期間よりも短い機器を導入する場合は、定期的なデータ保存を行ってください。

エネルギー計測装置評価加点「有」として交付決定を受けた事業者が、 加点要件のうち1つでも満たすことが出来なくなる場合は、原則として補助金の交付を受けることができません。 この加点を「有」として申請する際は、上記の加点要件を十分確認してください。

2-4 省エネ性能表示取得事業に対する加点要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

これを受け、本事業では、採択審査の評価を行う際に、ZEHを示す省エネ性能表示を取得する事業に対して一定の加点評価を行います。(P24参照)

【加点の要件】

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅がゼロエネ相当であることを示すものであること(寒冷地特別強化外皮仕様であるNearly ZEHについては、この限りでありません)。また、本事業の交付要件に定める外皮性能を満たしていることが、数字で表示・確認できること。
- ② 事業完了までに「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、補助対象事業実績報告と合わせて、その写しを提出すること。
- (注1)「<u>省エネ性能表示取得事業に対する評価加点」を受けて採択を得た事業者が、</u> 期日までに省エネ性能表示を取得できない(又は取得しない)場合は、原則として補助金の交付を受けることが できませんのでご注意ください。
- (注2)省エネ性能表示を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の申請値よりも5ポイント以上悪化した場合 又は本補助金の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。 但し、省エネ性能表示の計算方法と本事業の申請に用いた計算方法が異なり、かつ、申請に用いた計算に 誤りがない事が確認された場合はこの限りでありません。

【参考】国土交通省ホームページ

- ●建築物省エネ法の表示制度のページ ~2016年4月始動。住宅・ビル等の省エネ性能見える化~ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku house tk4 000114.html
- ●解説パンフレット http://www.mlit.go.jp/common/001122749.pdf

2 -5 ZEH補助事業に新たに取り組むZEHビルダーが関連する事業に対する加点要件

本事業の趣旨及びZEH普及加速の観点から、ZEH普及に新たに取り組むZEHビルダーが関連する事業に対して一定の加点評価を行います。(P24参照)

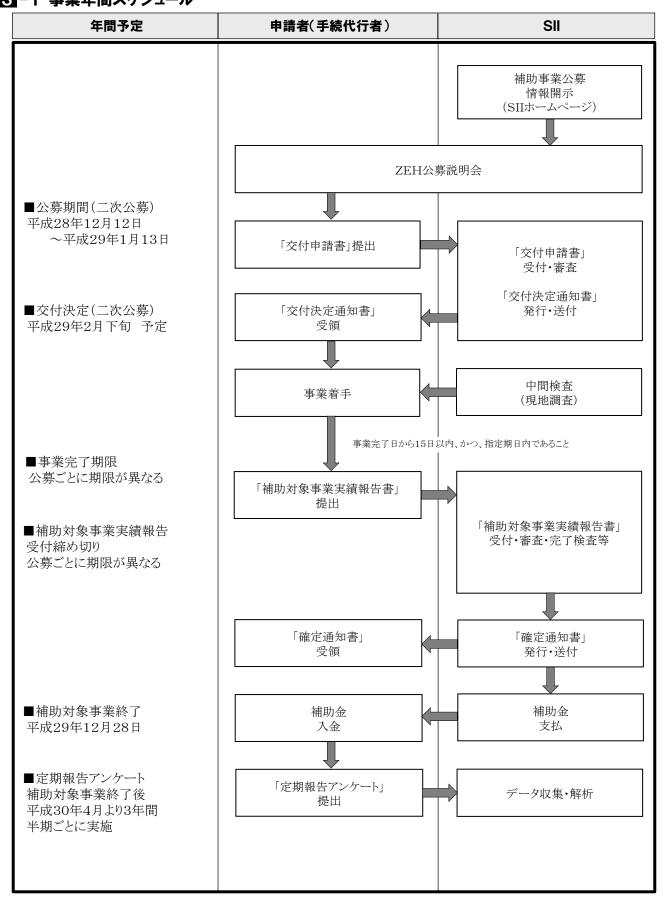
【加点の要件】

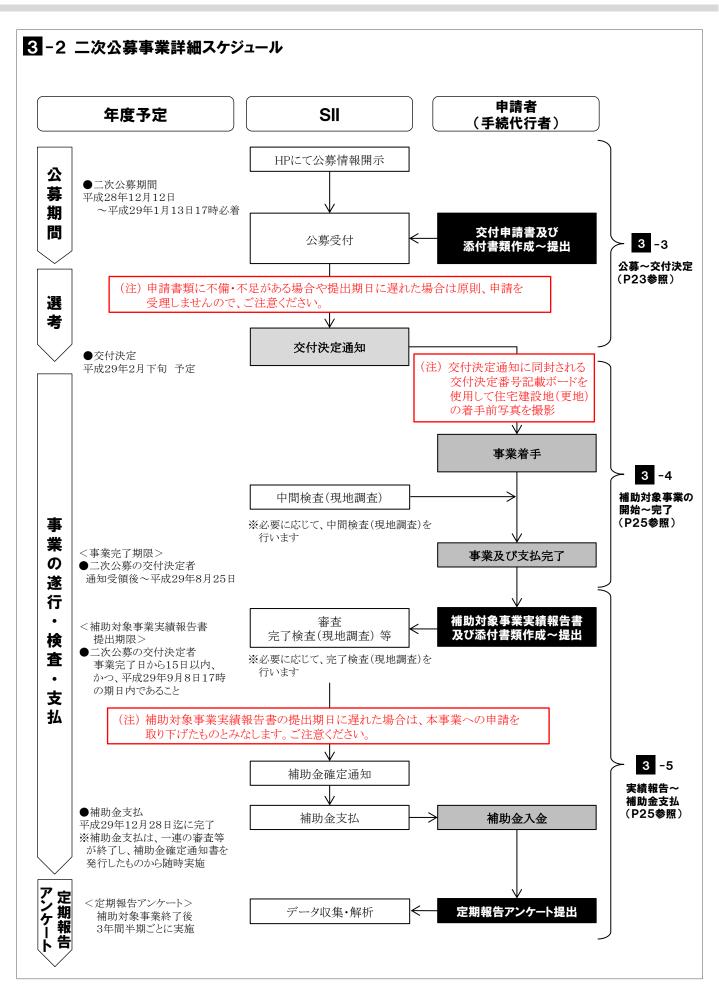
- ① ZEHビルダー登録を受けた後に、「H28ZEH支援事業」及び本事業において、自らがZEHビルダーとして 関わる交付決定を一件も受けていないZEHビルダーが設計、建築、又は販売する事業であること。
- ② ①の対象となるZEHビルダーが設計、建築、又は販売する補助対象住宅による申請が複数ある場合は、申請書の受付日* が最も早い事業のみを加点対象とする。
- ③ ②の対象となる申請が複数ある場合は、「年間の一次エネルギー消費削減率(再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く)」が最も高い1事業のみを加点対象とする。
 - ※ 平日17時までに届いた申請書は同日を受付日とします。 平日17時を超えて届いた申請書は、翌平日の受付日とします。

3. 事業の実施

3 事業の実施

3-1 事業年間スケジュール





3-3 公募~交付決定

(1)事業の公募

SIIは、補助対象事業を行おうとする者に対し一般公募を行います。 SIIのホームページ(http://sii.or.jp/)に公募記事を掲載します。 公募の方法はP8を参照してください。

(2)申請

申請者は、P28以降の「交付申請の方法」及び「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類 (P30「交付申請 提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P70「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

また、申請対象となる住宅はSIIに登録したZEHビルダー(https://sii.or.jp/zeh28/builder/search/)が設計、建築 又は販売を行う住宅に限ります。

本事業の公募スケジュールとH28ZEH支援事業におけるZEHビルダー登録申請スケジュールについては P9のスケジュール表を参照してください。

(注1)申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。 (注2)申請書類は必ず本事業の申請様式を使用し、H28ZEH支援事業の様式を使用しないようご注意ください。

(3) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という。)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、手続代行の担当者が申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問い合わせは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダーは手続代行者を兼務することができます。
※注意事項・・・事業の実施について、手続代行者は申請者の充分な理解を得られるように説明を行ってください。

(4)リース事業者との共同申請について

- ① リース事業者との共同申請が可能な申請
 - ・補助対象となる蓄電システムの設備費及び工事費のみ、リース契約を認めます。
 - ・ リース事業者は1事業者とします。補助対象となる蓄電システムの一部分のみの契約は認めません。
- ② 申請方法について
 - ・ 交付申請者は申請者とリース事業者との共同申請とする。
 - ・ 補助対象事業実績報告書(P25参照)も交付申請と同じく共同申請とする。
- ③ 料金、期間について
 - ・ リース料(元金)から補助金相当分が減額されていること。
 - リース期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。
 - 申請者は所有権移転後も補助対象設備を補助金の交付目的に従って、運用を図ること。

(5)審査

① 審查方針

応募のあった申請書に対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目の評価を行います。

1. 年間一次エネルギー削減率

再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除いた年間の一次エネルギー消費削減率について 評価を行います。

2. 加点要素

以下の要素を満たす事業に対して、前項の評価に一定の加点を行います。

- (1)外皮平均熱貫流率(UA値)が交付要件よりも20%以上強化された住宅に対する加点
 - ・・・・削減率10ポイント相当加点
- (2) エネルギー区分ごとの電力使用量計測を行う事業に対する加点(P18参照) ・・・削減率 5ポイント相当加点
- (3) 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(第三者認証を受けているものに限る)で ゼロエネ相当の評価を取得する事業に対する加点(P19参照) ・・・削減率 <u>5ポイント</u>相当加点
- (4) ZEH補助事業に新たに取り組むZEHビルダーが関連する事業に対する加点(P19参照)

・・・・削減率<u>10ポイント</u>相当加点

(注)加点は採択評価を行うにあたり行われるものです。交付要件に求められる再生可能エネルギー・システムによる 創エネルギー量を除く一次エネルギー削減率に加点要素は含まないので注意してください。

② 審査方法

学識経験者を含む関係分野の有識者で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を行います。

③ 補助対象事業者の選定

評価の結果をもとに、補助対象事業者を選定します。

事業規模を超える申請があった場合は、評価点の高いものから順次補助対象事業者を選定します。 評価点が同点の場合は、審査員による評価等を考慮して同点の申請物件に優先順位を設け選定します。

(6)交付決定

SIIは、補助対象事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受け付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消となる場合があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

「事務取扱説明書」については手続代行者に送付しますので、参照のうえ関連書類を作成してください。なお、手続代行者を介さない場合は申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。

- (注1)審査に関する個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。
- (注2)国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げる ことを条件に交付決定します。

3-4 補助対象事業の開始~完了

(1)補助対象事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。

(2)中間検査(現地調査)

- ① 中間検査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。 SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取消となる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消と処罰の対象となります。

(3)補助対象事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(4)事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、かつ、工事代金の支払が完了した日付を指します。 新築建売住宅においては引渡しを終え、かつ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。 但し、「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、 最短一週間のエネルギー計測の実施が完了した日が事業完了日となります。

3 -5 実績報告~補助金支払

(1) 実績報告及び補助金の交付の確定

補助対象事業者は、事業が完了したら、補助対象事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。 SIIは、補助対象事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた 時、補助金の交付を確定し、補助対象事業者にその旨を通知します。

※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取り下げたものとみなします。ご注意ください。 ※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消と処罰の対象となります。

(2)完了検査(現地調査)

- ① 完了検査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、 補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて完了検査(現地調査)を行いますので、 必ずご協力ください。
- ② 完了検査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取消となり、補助金の支払いができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消と処罰の対象となります。

(3)補助金支払

SIIは、補助金確定通知書にて補助対象事業者に補助金交付確定を通知した後、補助金を支払います。

(4)事業成果の公表

他の事業者への普及加速を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5)使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業者による下記の報告が要件となります。

※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で公表させて頂く場合があります。

【補助対象事業終了後(定期報告アンケート)】

補助対象事業者は、補助対象事業終了後3年間、半期ごとにエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告アンケート」により報告して頂きます。また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力して頂くことがあります。※報告先が変更される場合は、前もってご連絡を差し上げます。

第1回 定期報告アンケート提出期限:平成30年10月末日(報告対象期間:平成30年4月~平成30年9月分) 第2回 定期報告アンケート提出期限:平成31年4月末日(報告対象期間:平成30年10月~平成31年3月分) 第3回 定期報告アンケート提出期限:平成31年10月末日(報告対象期間:平成31年4月~平成31年9月分) 第4回 定期報告アンケート提出期限:平成32年4月末日(報告対象期間:平成31年10月~平成32年3月分) 第5回 定期報告アンケート提出期限:平成32年10月末日(報告対象期間:平成32年4月~平成32年9月分) 第6回 定期報告アンケート提出期限:平成33年4月末日(報告対象期間:平成32年10月~平成33年3月分)

(6)取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、補助金受領日から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

(7) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が 講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-6 注意事項

申請者、手続代行者、共同申請者は、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

① 1つの物件に対して、1件の申請のみ受け付けます。また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。同じ物件に対して、複数の申請がある場合は、すべての申請を認めません。

但し、審査の結果不採択となった、又は申請を取り下げた物件で、それ以降の公募に改めて申請する場合は申請を認めます。

なお、同一人が共同申請者として複数の申請をすることは可能です。

- ② 申請者は申請する住宅の建築主・所有者又は所有予定者であり、当該住宅に常時居住する予定の者であること。 (別荘、セカンドハウス、貸家などは補助対象外)
- ③ 申請後の申請者の変更は原則として認めません。
- ④ 申請後の、手続代行を行う法人の変更は原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。(区分登記された表示登記書の 提出が必要となります)

区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。

- ⑥ 平日の日中(10:00~12:00、13:00~17:00)に必ず連絡が取れること。
- (7) SIIが交付申請を受け付けした申請書類は一切返却致しません。ご了承ください。

【実績報告時に関して】

太陽光発電システムおよび、補助対象設備として蓄電システムを申請する場合は、電気事業者との系統連系が完了した後に実績報告を行うこと。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象 設備導入に係る補助対象事業者とZEHビルダー(設計者・施工者)、手続代行者、共同申請者等との契約、 施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものでは ありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者、共同申請者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。 その内容に偽りがあることが補助対象事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる 可能性があることを認識し、誠実、かつ、的確な提案・申請をしてください。 不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した

不止をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不止な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを充分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面 "補助金を申請及び受給される皆様へ" をご確認ください。

4. 交付申請の方法

4 交付申請の方法

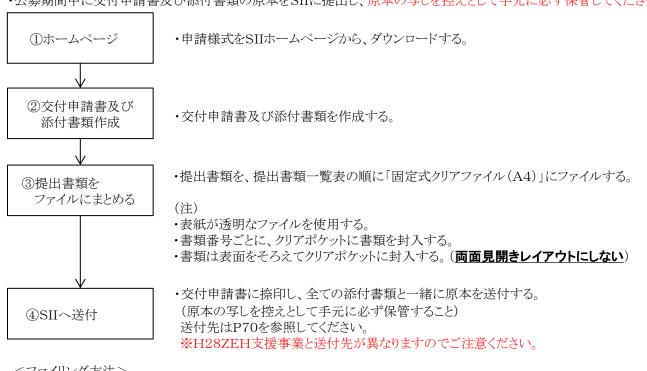
4-1 申請について

・SIIホームページから「平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金」 (https://sii.or.jp/zeh28r/)を選択して、「一般公募」から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など 申請に必要な書類を作成してください。

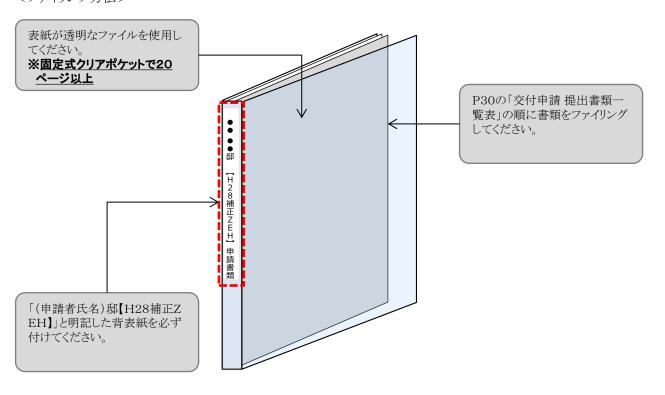
(注1)「平成28年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と間違わないよう注意してください。

(注2) P30「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。

・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。



<ファイリング方法>



4-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
- ・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.		書類名	内容	区分	様式	作成例
1	交付	申請書	SIIが指定する交付申請書に記入すること	•	様式第1	P58~62
2	実施計画書		・申請する住宅の高断熱外皮及び設備仕様等を明記すること ・計算結果表に基づいて申請する住宅の年間一次エネル ギー消費削減量/削減率を算出すること	•	定型様式1	P46~49
3	外皮	計算書	申請する住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書	•	様式自由	_
4		総括表 力金申請算定表)	申請する住宅の仕様をもとにZEHを構成する補助対象費用 を算出し記載すること	•	定型様式2	P63
(5)	蓄電	システム見積書	蓄電システムを購入の上、補助対象費用に計上する場合の み記載すること	0	定型様式3	P64
6	リ 蓄電システム契約書 (案) 場合		・一括リース契約であることが確認できるもの ・リース料から補助金相当分が減額されていること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用 年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了 後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	0	様式自由	_
7	合	蓄電システム リース料金計算書	蓄電システムをリースで導入し、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	0	定型様式4	P65
8		・ 支援プログラムに基づ 算結果表	国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算 結果表	•	_	_
	建築図面	配置図	真北と建物との方位角が明記されていること			
		求積図	・各部屋の床面積の求積表・寸法が明記されていること (面積は㎡表記で記載) ・主たる居室、その他居室が分かるよう色分けされていること	•	様式自由 (A3用紙)	
		外皮面積図	開口部・外壁面積の求積表が明記されていること			
(9)		平面図 (兼設備設置図)	・各階ごとに部屋名・寸法が明記されていること ・補助対象となる全ての設備について配置を明記すること			_
		立面図(四面)	・東西南北の四面が全て明記されていること ・外皮面積が確認できるよう階高等が明記されていること ・屋根勾配が明記されていること (太陽光発電のサイズ・設置位置等を明記したもの)			
		矩計図	躯体(屋根、天井、壁、床等)の構成材・断熱材の仕様等が明 記されていること			
		屋根伏図	太陽光パネルの配置・設置した傾斜角、発電出力の合計値 等が明記されていること			
10	仕様	書(カタログの写し等)	実施計画書に記入した高断熱外皮及び設備の仕様(メーカー名、型番、性能値等)がわかるもの	•	様式自由	_
(11)	印鑑登録証明書(原本)		・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・連名の場合には、連名者全員分の印鑑登録証明書も提出すること ・共同申請者(リース事業者)が多数の申請を見込んでいる場合、印鑑登録証明書の簡略化を申請することができる(事前にSII〜要相談)	•	_	_
12	提出	書類内容チェックリスト	上記①~⑪の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること (手続代行者のチェックでも可)	•	定型様式5	P57

凡例 ●:提出必須の書類 ○:蓄電システムを導入する場合、該当する書類を提出

4 -3 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算定方法について[H28年基準]

申請する住宅の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量は、国立研究開発法人 建築研究所のホームページで公開されている「エネルギー消費性能計算プログラム」を用いて計算してください。

一次エネルギー消費削減率(手順3)は、以下の手順1、2までの計算を実施した上で定型様式1 (実施計画書)に必要事項を入力することで自動計算されます。

手順 **1**

外皮性能 の算出 申請する住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)、外皮面積の合計(㎡)、暖房期平均日射熱取得率(η AH値)、冷房期平均日射熱取得率(η AC値)を、算出してください。

外皮性能の算出に使われた図面及び外皮計算書は、申請時に提出してください。(様式自由)

※外皮性能の算出においては、国立研究開発法人建築研究所のホームページで公開されている住宅に関する事項「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」に記載された方法を用いてください。

手順 **2**

基準一次エネルギー消費量、設計 一次エネルギー消費量 の算出 申請する住宅の情報を入力する。

※入力値は、国立研究開発法人 建築研究所のホームページで公開されている「エネルギー消費性能計算プログラム」の入力に従うこと。

基本情報の入力
外皮性能の情報
暖房・冷房設備の情報を入力 ※1,2,8地域は公募要領書の要件参照
換気設備の情報を入力
【導入の場合のみ】熱交換設備の情報を入力
給湯設備の情報を入力
【導入の場合のみ】 太陽熱利用システムの情報を入力
照明設備の情報を入力
太陽光発電設備の情報を入力
【導入の場合のみ】コージェネレーションシステムの情報を入力

建築物エネルギー消費性能基準 [H28年4月以降] (以下、「計算結果表」という。)を出力

この計算結果表は、申請時に提出してください。

子順

一次エネル ギー消費削 減率の算出

一次エネルギー消費削減率の算出

実施計画書の定型様式1(4/4)の「基準一次エネルギー消費量」および「設計一次エネルギー消費量」、「太陽光発電による創エネルギー量」の入力欄に計算結果表の数値を入力する。

※コージェネレーションシステムを導入する場合は、手順2で「コージェネレーションを採用する」 を選択した計算を行い、計算結果表に記載された「発電量(コージェネレーション)」の数値を 実施計画書の定型様式1(4/4)の設計一次エネルギー消費量の該当欄に数値を入力する。

手順1 外皮性能の算出

建築物省エネ法に基づく「建築物省エネルギー消費性能基準」、または省エネ法に基づく「H28年基準」に おける計算に準拠した評価方法で、申請する住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)、外皮面積の合計(㎡)、暖房期 平均日射熱取得率(η AH値)、冷房期平均日射熱取得率(η AC値)を、算出してください。

外皮計算書の書式は自由ですが正確に作成し、外皮性能の算出に使われた図面及び外皮計算書は、 申請時に提出してください。

【UA値、η A値が交付要件を満たしている事を必ず確認してください】

- ※外皮性能の算出においては、国立研究開発法人 建築研究所のホームページで公開されている住宅に 関する事項「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」に 記載された方法を用いてください。
- ※日射熱取得率に関しては、「窓枠を考慮した日射熱取得率の評価」に記載された内容を確認した上で、 外皮計算を行ってください。

【参考】国立研究開発法人 建築研究所

「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」 http://www.kenken.go.jp/becc/house.html

手順2

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

国立研究開発法人 建築研究所がホームページで公開する「エネルギー消費性能計算プログラム」(以下、 「計算支援プログラム」という。)に必要事項を入力して計算結果表を作成する。

※ 計算支援プログラムのバージョンは随時更新される可能性がありますので、ご注意ください。

●国立研究開発法人 建築研究所

エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)

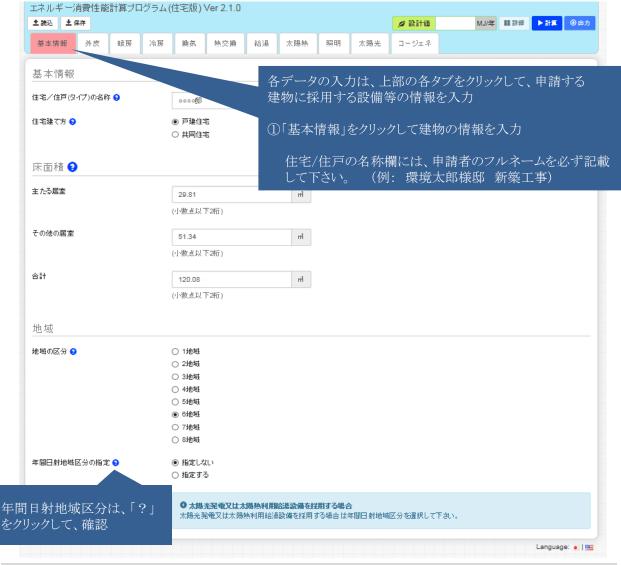
http://house.app.lowenergy.jp/

【参考】

平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能に関する技術情報

http://www.kenken.go.jp/becc/house.html

【1】データの入力



①基本情報

●年間日射地域区分の指定

→国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する日射地域区分をもとに入力してください。 「告示別表第4で定める地域区及び年間日射量地域区分」 http://house.app.lowenergy.jp/img/help/02_env_chiki.pdf

手順2

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

②外皮

- ●外皮面積の合計(\mathbf{m})、外皮平均熱貫流率(\mathbf{U} A値)、平均日射熱取得率(暖房期 η AH値、冷房期 η AC値) →外皮計算により算出した数値を入力してください。
- ●通風の利用
 - →国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。 通風を確保する措置の有無の判定資料(計算根拠)を提出してください。 計算根拠がない場合は「通風を利用しない」を選択してください。
- ●蓄熱の利用
 - →国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。 蓄熱の利用ありと評価する計算資料(計算根拠)を提出してください。 計算資料がない場合は「利用しない」を選択してください。
- ●床下空間を経由して外気を導入する換気方式の採用
 - →国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。 床下空間を経由して外気を導入する換気方式の暖冷房負荷削減効果を評価するで定められた要件 を満たしていることが分かる資料を提出してください。

要件を満たしていることが分かる資料がない場合は「利用しない」を選択してください。

③暖房•冷房

- ●ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率
 - →主たる居室に設置するエアコンの冷房COPが、国立研究開発法人 建築研究所がホームページで提供する区分表で定格冷房エネルギー消費効率 区分(い)の基準を満たすことを確認した上で、区分(い)を選択してください。

その他居室に設置する場合も、同様にエネルギー消費効率の区分を確認した上で、該当するものを選択してください。

●床暖房を敷設する場合は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。 敷設率、床の断熱(上面放熱率)の計算根拠とパネルの敷設範囲を示した設備設置図を提出すること。

4)換気

- ●比消費電力 [W/(m³/h)] を入力する場合は、実施計画書の定型様式1(3/4)の換気設備の比消費電力合計値を入力してください。
- ●換気回数は「0.5回/h」を選択してください。
- ●「熱交換型換気を採用する」を選択する場合は、温度交換効率65%以上であることを仕様書等で確認した上で、入力してください。

給気と排気の比率による温度交換効率の補正係数は0.90、排気過多時における住宅外皮経由の漏気による 温度交換効率の補正係数は1.00を入力してください。

【第二種、三種換気で熱交換機能がある換気設備を採用する場合】

便宜上、「ダクト式第一種換気設備」を選択し、採用を予定する機器の比消費電力 [W/(m³/h)] を 入力した上で、「熱交換型換気を採用する」を選択してください。

手順2

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

⑤ 給湯

●「熱源機の分類」および「熱源機の種類」の選択は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。

「効率の入力」については、実施計画書の定型様式1(3/4)の給湯設備に記載した数値を入力してください。

- ●「配管方式」「水栓」「浴槽」については、設備計画に沿った項目を選択してください。
- ●「太陽熱利用給湯設備の採用する」を選択する場合は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページで 提供する確認方法に従うこと。(入力情報について根拠となる資料を提出)

⑥照明

●主たる居室、その他の居室、非居室、それぞれ、設備計画に沿った項目を選択してください。

※主たる居室の「多灯分散照明方式の採用」について「採用する」を選択する場合は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。(計算根拠を提出)

⑦太陽光発電

- ●設備計画に沿って、太陽電池アレイのシステム容量、種類、設置方式、パネル設置方位角、パネル設置 傾斜角を入力してください。
- ●パワーコンディショナの定格負荷効率の入力をする場合は、定格負荷効率がわかる資料を提出すること。

⑧コージェネレーションシステム

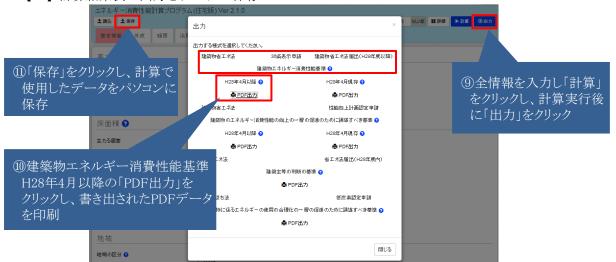
●「コージェネレーションを採用する」を選択する場合は、計算支援プログラムで該当する方式を選択し、 必要な情報を入力してください。

【導入予定機種の区分が公表されていない場合】

便宜上の対応策として、同メーカーの同等機種又は下位機種の方式を選択して計算してください。

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

【2】計算結果表の出力とデータの保存



⑨ 計算結果表の出力

①~⑧に該当する項目を入力したのちに「計算」をクリックし、計算実行後に「出力」をクリックしてください。 (クリックすると計算が開始され、上記画面が表示されます)

⑩ 計算結果表のPDF書き出しと保存

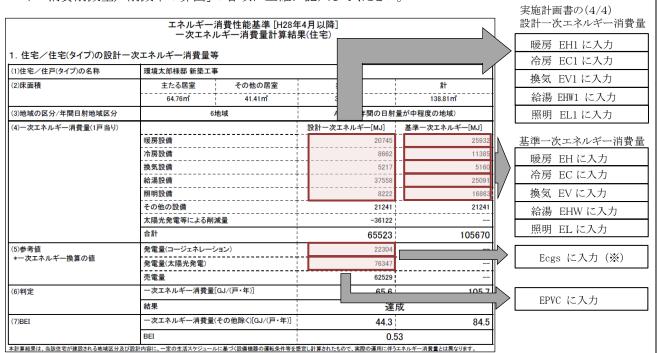
画面の建築物エネルギー消費性能基準 H28年4月以降の「PDF出力」をクリックすると、計算結果をまとめた PDFデータが生成されます。

このPDFデータをプリンター等にて印刷し、その計算結果表を申請時に提出してください。

⑪ 計算データの保存

計算で使用したデータをパソコンに保存してください。(審査の過程でデータ提出を求める場合があります)

計算結果表 1ページ目に記載された各数値を、「定型様式1 実施計画書の(4/4) 申請住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出」の各項に正確に記入してください。



※ Ecgs の入力について

「コージェネレーションを採用する」を選択した場合は、「発電量(コージェネレーション)」の数値を入力します。 「コージェネレーションを採用しない」を選択した場合は、「0」が表示され入力不要です。

一次エネルギー消費削減率の算出

・P36の計算結果表に記載した赤枠箇所の数値を実施計画書(4/4)へ入力してください。

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金 定型様式1 (実施計画書)

環境 太郎邸0123

定型様式1(4/4)

8. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

※以下の表の計算結果欄に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表

計算支援プログラム VER. 2.1.0

■基準一次エネルギー消費量

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
	暖房設備	ЕН	25,932	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	冷房設備	EC	11,385	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
基準一次エネルギー 消費量	換気設備	EV	5,160	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
,	給湯設備	EHW	25,091	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	照明設備	EL	16,883	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
基準一次エネルギー消費量 合計 (B)		Ess	84,451	MJ/戸•年	EH + EC + EV + EHW + EL

■設計一次エネルギー消費量(太陽光発電による創エネルギーを除いたもの)

- 設計一次エネルギー消費量の算出

	記号	計算結果	単位	計算方法等	
	暖房設備	EH1	20,745	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	冷房設備	EC1	8,662	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
設計一次エネルギー 消費量	換気設備	EV1	5,217	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	給湯設備	EHW1	37,558	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	照明設備	EL1	8,222	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
発電量(コージェネレーション)		Ecgs	22,304	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
設計一次エネルギー消費量 合計		Etotal	58,100	MJ/戸•年	EH1 + EC1 + EV1 + EHW1 + EL1 - Ecgs

■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
発電量(太陽光発電)		76,347	MJ/戸・年	計算支援プログラムの結果
太陽光発電による総発電量 (D)	EPVC'	76,347	MJ/戸・年	計算支援プログラムの結果

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

_						
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等		
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量 (C)	Ssubtotal	26,351	MJ/戸•年	Ess - Etotal		
年間一次エネルギー消費削減量 (C)+(D)	Stotal	102,698	MJ/戸•年	Ssubtotal + EPVC'		
年間一次エネルギー消費削減率 $\{(C) + (D)\} \div (B) \times 100$	R	121.6	%	Stotal ÷ Ess × 100		
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C)÷(B)×100	R'	31.2	%	Ssubtotal ÷ Ess × 100		

4 -4 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算定方法について[H25年基準]

申請する住宅の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量は、国立研究開発法人 建築研究所のホームページで公開されている「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」を用いて計算してください。一次エネルギー消費削減率(手順4)は、以下の手順1から手順3までの計算を実施した上で定型様式1(実施計画書)に必要事項を入力することで自動計算されます。

【H25年基準を適用する際の注意点】

- ・省エネ法H25年基準の適用期間は平成29年3月31日までになります。
- 省エネルギー性能表示の取得を行う予定のある事業は、特に注意のうえ申請してください。

手順 1

外皮性能 の算出 申請する住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)、単位温度差あたりの外皮熱損失量(q値)、単位日射強度あたりの冷房(暖房)期日射熱取得量(冷房期 MC値、暖房期 MH値)を 算出してください。

外皮性能の算出に使われた図面及び外皮計算書は、申請時に提出してください。(様式自由)

- →省エネルギー基準及び低炭素建築物申請に使用する「住宅の外皮平均熱貫流率及び 外皮平均日射熱取得量(冷房期・暖房期)計算書」の使用を推奨。
- ※外皮性能の算出においては、国立研究開発法人 建築研究所のホームページで公開されている住宅に関する事項 「平成25年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」に記載された方法を用いて ください。

手順 **2**

基準一次エネルギー消費 ・次エネルギー消費 ・次エネルギーの算出 申請する住宅の情報を入力する。

※入力値は、国立研究開発法人 建築研究所のホームページで公開されている「住宅・住戸の省エネルギー性能の 判定プログラム」の入力に従うこと。

基本情報の入力

外皮性能の情報・暖房・冷房設備の情報を入力 ※1,2,8地域は公募要領書の要件参照

換気設備の情報を入力

給湯設備の情報を入力 照明設備の情報を入力

太陽光発電設備の情報を入力

【導入の場合のみ】コージェネレーションシステムの情報を入力

様式省エネルギー基準 一次エネルギー消費量計算結果表(以下、「計算結果表」という。)を出力

この計算結果表は、申請時に提出してください。

手順

コージェネ レーション システムを 導入する 場合

コージェネレーションシステムを導入する場合

手順2で作成したデータで、「太陽光発電を採用しない」を選択し計算を行い、その計算結果表を出力してください。この計算結果表は、申請時に提出してください。

※手順2のプログラムと同バージョンを使用すること。

手順 **4**

一次エネル ギー消費削 減率の算出

一次エネルギー消費削減率の算出

実施計画書の定型様式1(4/4)の「基準一次エネルギー消費量」および「設計一次エネルギー消費量」、「太陽光発電による創エネルギー量」の欄に計算結果表の数値を入力する。

※コージェネレーションシステムを導入する場合は、手順3で「太陽光発電を採用しない」を選択した計算を行い、計算結果表に記載された「太陽光発電等による発電量(参考値)総発電量」の数値を実施計画書の定型様式1(4/4)の設計一次エネルギー消費量の「コージェネレーションシステムによる総発電量」に数値を入力すること。

外皮性能の算出

申請する住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)、冷房期の平均日射熱取得率(ηA値)、

単位温度差あたりの外皮熱損失量(q値)、単位日射強度あたりの冷房(暖房)期日射熱取得量(冷房期 mc値、暖房期 mH値)を算出します。

外皮計算書の書式は自由ですが正確に作成し、外皮性能の算出に使われた図面及び外皮計算書は、 申請時に提出してください。

【UA値、η A値が交付要件を満たしている事を必ず確認してください】

計算方法は、下記のいずれかで行って下さい。

(ルートA) H25年基準における外皮平均熱貫流率基準+冷房期の平均日射熱取得率によるもの

(ルートB) 設計・施工指針における部位別仕様表を用いた外皮性能簡易計算法 ※設計・施工指針[附則](ルートB')による計算は使用できません。

【参考】一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 低炭素建築物設計図書作成例より 「外皮計算書作成例」

http://www.hyoukakyoukai.or.jp/download/sekkei tosho teitanso.html

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

国立研究開発法人 建築研究所がホームページで公開する「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム (以下、「計算支援プログラム」という。)」に必要事項を入力して計算結果表を作成する。

(注1)平成29年3月までの使用予定となっていますので、ご注意ください。

(注2)計算支援プログラムのバージョンは随時更新される可能性がありますので、ご注意ください。

●国立研究開発法人 建築研究所

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム

http://house.classic.lowenergy.jp/

【参考】

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムの解説

http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf 熱交換型換気設備の入力値について(Ver.1.13)

http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/HeatRecVent_InputData_20141015.pdf

【1】データの入力



◆計算支援プログラムに各情報を入力する際は、国立研究開発法人 建築研究所がホームページで公開する 「設計一次エネルギー消費量算定方法」に従うこと。 http://www.kenken.go.jp/becc/house_h25.html#2

①基本情報

●年間日射地域区分

→国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する日射量地域区分をもとに入力してください。 「告示別表第4で定める地域区及び年間日射量地域区分」 http://house.app.lowenergy.jp/img/help/02_env_chiki.pdf

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

②外皮•暖冷房

<外皮情報の入力について>

- ●単位温度差あたりの外皮熱損失量(q値)、日射熱取得量(Mc値、MH値) →外皮計算により算出した数値を入力してください。
- ●通風の利用
 - →国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。 通風を確保する措置の有無の判定資料(計算根拠)を提出してください。 計算根拠がない場合は「通風を利用しない」を選択してください。
- ●蓄熱の利用
 - →国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。 蓄熱の利用ありと評価する計算資料(計算根拠)を提出してください。 計算資料がない場合は「利用しない」を選択してください。
- ●床下空間を経由して外気を導入する換気方式の採用
 - →国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。 床下空間を経由して外気を導入する換気方式の暖冷房負荷削減効果を評価するで定められた要件 を満たしていることが分かる資料を提出してください。

要件を満たしていることが分かる資料がない場合は「利用しない」を選択してください。

<暖冷房設備の入力について>

- ●ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率
 - →主たる居室に設置するエアコンの冷房COPが、国立研究開発法人 建築研究所がホームページで提供 する区分表で定格冷房エネルギー消費効率 区分(い)の基準を満たすことを確認した上で、区分(い) を選択してください。

その他居室に設置する場合も、同様にエネルギー消費効率の区分を確認した上で、該当するものを選択してください。

●床暖房を敷設する場合は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。 敷設率、床の断熱(上面放熱率)の計算根拠とパネルの敷設範囲を示した設備設置図を提出すること。

③換気

- ●比消費電力 [W/(m³/h)] を入力する場合は、実施計画書の定型様式1(3/4)の換気設備の比消費電力合計値を入力してください。
- ●換気回数は「0.5回/h」を選択してください。
- ●「熱交換型換気を採用する」を選択する場合は、温度交換効率65%以上であることを仕様書等で確認した上で、入力してください。

給気と排気の比率による温度交換効率の補正係数は0.90、排気過多時における住宅外皮経由の漏気による 温度交換効率の補正係数は1.00を入力してください。

【第二種、三種換気で熱交換機能がある換気設備を採用する場合】

便宜上、「ダクト式第一種換気設備」を選択し、採用を予定する機器の比消費電力 [W/(m³/h)] を 入力した上で、「熱交換型換気を採用する」を選択してください。

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

4)給湯

●「熱源機の分類」および「熱源機の種類」の選択は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。

「効率の入力」については、実施計画書の定型様式1(3/4)の給湯設備に記載した数値を入力してください。

- ●「配管方式」「水栓」「浴槽」については、設備計画に沿った項目を選択してください。
- ●「太陽熱利用給湯設備の採用する」を選択する場合は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページで 提供する確認方法に従うこと。(入力情報について根拠となる資料を提出)

⑤照明

●主たる居室、その他の居室、非居室、それぞれ、設備計画に沿った項目を選択してください。

※主たる居室の「多灯分散照明方式の採用」について「採用する」を選択する場合は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。(計算根拠を提出)

6発電

<太陽光発電の入力について>

- ●設備計画に沿って、太陽電池アレイのシステム容量、種類、設置方式、パネル設置方位角、パネル設置 傾斜角を入力してください。
- ●パワーコンディショナの定格負荷効率の入力をする場合は、定格負荷効率がわかる資料を提出すること。

<コージェネレーションシステム(以下、「コージェネ」という。)の入力について>

国立研究開発法人 建築研究所ホームページ(設計一次エネルギー消費量算定方法を参照)で該当する区分を確認し、種類を選択してください。

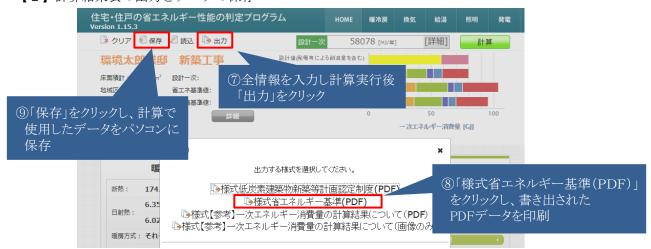
【導入予定機種の区分が公表されていない場合】

便宜上の対応策として、同メーカーの下位機種の区分を選択して計算してください。

※コージェネを導入する場合は、エネルギー計算を2回実行する必要があります。 (P44の手順3参照)

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

【2】計算結果表の出力とデータの保存



⑦ 計算結果表の出力

①~⑥に該当する項目を入力したのちに「計算」をクリックし、計算実行後に「出力」をクリックしてください。 (クリックすると計算が開始され、上記画面が表示されます)

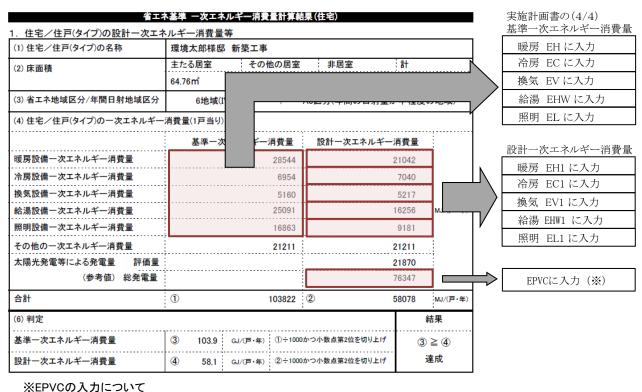
⑧ 計算結果表のPDF書き出しと保存

画面の「様式省エネルギー基準(PDF)」をクリックすると、計算結果をまとめたPDFデータが生成されます。 このPDFデータをプリンター等にて印刷し、その計算結果表を申請時に提出してください。

⑨ 計算データの保存

計算で使用したデータをパソコンに保存してください。(審査の過程でデータ提出を求める場合があります)

計算結果表 1ページ目に記載された各数値を、「定型様式1 実施計画書の(4/4) 申請住宅の一次エネ ルギー消費削減量/削減率の算出」の各項に正確に記入してください。



「コージェネレーションを採用しない」場合は、この数値を記入します。

コージェネレーションシステムを導入する場合

【3】コージェネレーションシステム(以下、「コージェネ」という。)を導入する際の 「太陽光発電による創エネルギー量」と「コージェネによる創エネルギー量」の算出方法

計算支援プログラムでは、コージェネによる発電量は太陽発電による発電量と合算されて表示されます。 本事業では、コージェネによる発電量は一次エネルギー使用量の削減分として評価しますので、 「太陽光発電による創エネルギー量」と「コージェネによる創エネルギー量」を分けて算出する必要があります。

<補正の仕方>

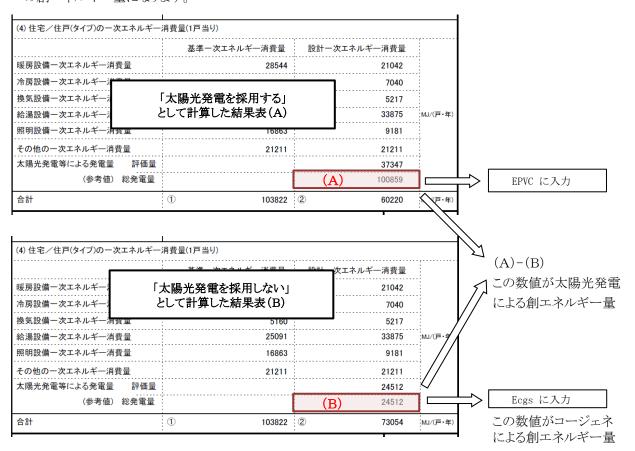
① 太陽光発電とコージェネの合算値を算出

手順2に従い、計算支援プログラムに各項目を入力して計算結果表を作成する。(結果表Aとする) ※太陽光発電は、実際の設備計画に沿った入力を行ってください。

②「太陽光発電を採用しない」場合の計算を実行

手順3に従い、一部入力情報を修正して再計算します。

- -1. 発電の太陽光発電の項目で、「太陽光発電を採用しない」を選択する。
- -2. 計算を実行する。
- -3. HOME画面に戻り、「出力」をクリックして、「様式省エネルギー基準(PDF)」を選択する。
- -4. 生成された計算結果表を保存・印刷する。(結果表Bとする)
- -5. 結果表Bに記される「太陽光発電等による発電量 (参考値)総発電量」が、コージェネによる創エネルギー量になります。この数値を実施計画書の定型様式1(4/4)の設計一次エネルギー消費量の「コージェネレーションシステムによる総発電量 [Ecgs]」に入力してください。
- ③ 計算の結果表Aと結果表Bの差から、太陽光発電の創エネルギー量を算出 結果表Aと結果表B、それぞれの「太陽光発電等による発電量 (参考値)総発電量」の差が、太陽光発電 の創エネルギー量になります。



一次エネルギー消費削減率の算出

・P43、44の計算結果表に記載した赤枠箇所の数値を実施計画書(4/4)へ入力してください。

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金 定型様式1 (実施計画書)

環境 太郎邸0123 定型様式1 (4/4)

8. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

※以下の表の計算結果欄に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表

計算支援プログラム VER. 1.5.3

■基準一次エネルギー消費量

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
	暖房設備	EH	28,544	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	冷房設備	EC	6,954	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
基準一次エネルギー 消費量	換気設備	EV	5,160	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	給湯設備	EHW	25,091	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	照明設備	EL	16,863	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
基準一次エネルギー消費量 合計 (B)		Ess	82,612	MJ/戸•年	EH + EC + EV + EHW + EL

■設計一次エネルギー消費量(太陽光発電による創エネルギーを除いたもの)

- 設計一次エネルギー消費量の算出

	記号	計算結果	単位	計算方法等	
	暖房設備	EH1	21,042	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	冷房設備	EC1	7,040	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
設計一次エネルギー 消費量	換気設備	EV1	5,217	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	給湯設備	EHW1	16,256	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
	照明設備	EL1	9,181	MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
コージェネレーションシステムによる総発電量		Ecgs		MJ/戸•年	計算支援プログラムの結果
設計一次エネルギー消費量 合計		Etotal	58,736	MJ/戸•年	EH1 + EC1 + EV1 + EHW1 + EL1 - Ecgs

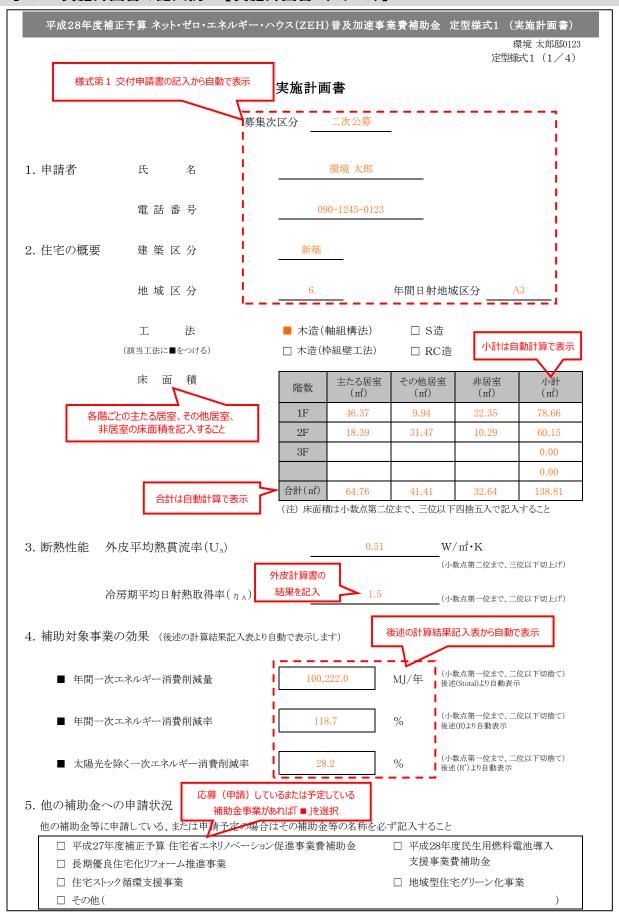
■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光発電等による発電量 (参考値) 総発電量	EPVC	76,347	MJ/戸・年	計算支援プログラムの結果
太陽光発電による総発電量 (D)	EPVC'	76,347	MJ/戸•年	EPVC-Ecgs

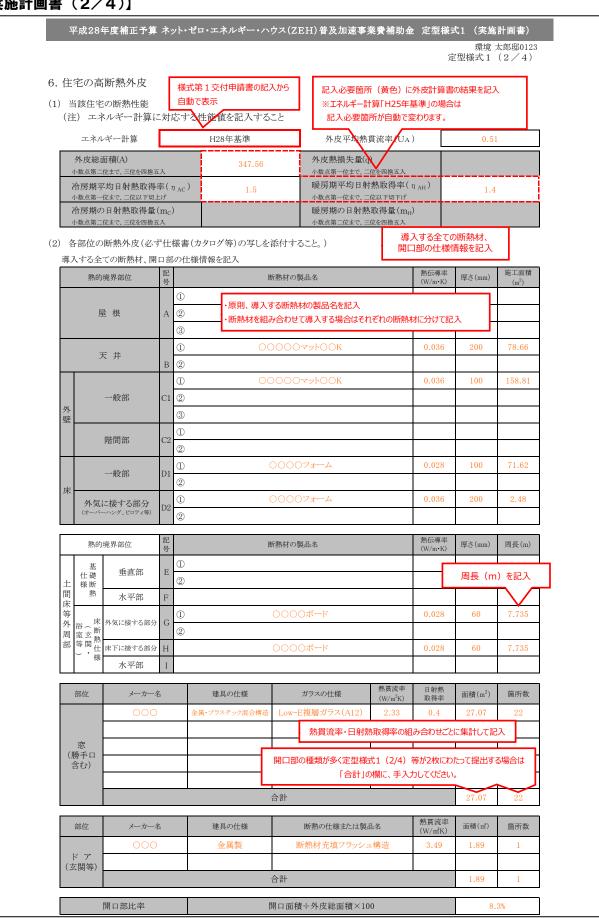
■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

= + M-7 + E = - 2 + 1 + 1 + 1 + 2 + M-2 + M-2 + 1 + 2 + M-2						
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等		
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量 (C)	Ssubtotal	23,876	MJ/戸•年	Ess - Etotal		
年間一次エネルギー消費削減量 (C)+(D)	Stotal	100,223	MJ/戸•年	Ssubtotal + EPVC'		
年間一次エネルギー消費削減率 $\{(C) + (D)\} \div (B) \times 100$	R	121.3	%	Stotal ÷ Ess × 100		
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C)÷(B)×100	R'	28.9	%	Ssubtotal ÷ Ess × 100		

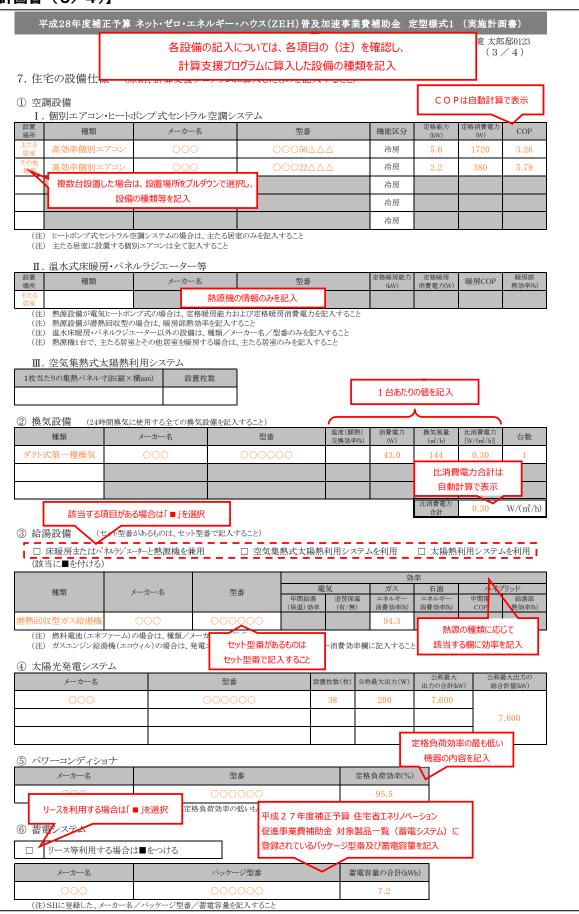
参考 1 実施計画書の記入例 【実施計画書(1/4)】



【実施計画書(2/4)】



【実施計画書(3/4)】



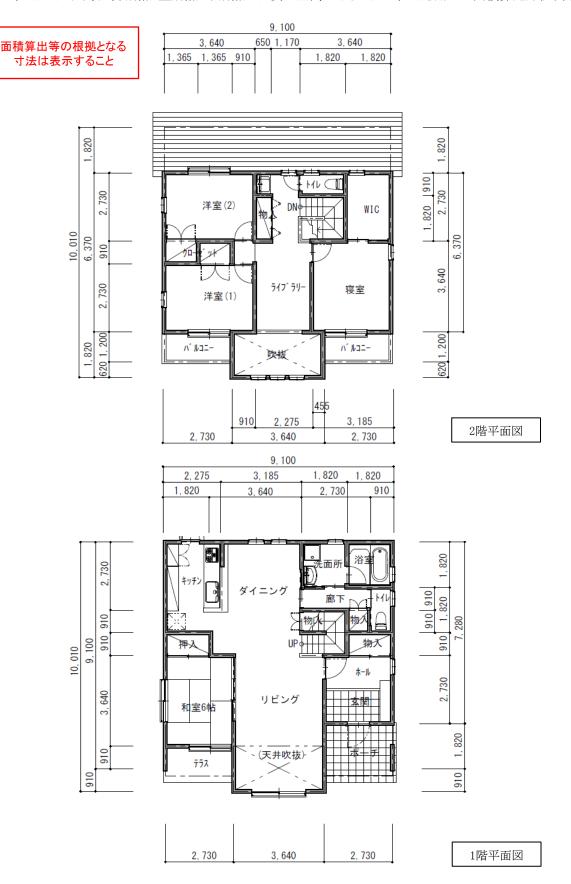
【実施計画書(4/4)】

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金 定型様式1 (実施計画書) 表の記入必要箇所に記入すると 環境 太郎邸0123 計算は全て自動で計算されます 定型様式1(4/4) 8. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出 計算結果表に記載された、計算支援 ※以下の表の計算結果欄に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自 プログラムの「Ver.」の値を記入 計算支援プログラム VER. 計算結果記入表 2.1.0 ■基準一次エネルギー消費量 項目 記号 計算結果 単位 計算方法等 暖房設備 EΗ 25.932 計算支援プログラムの結果を記入 11,385 EH: 暖房設備の基準一次エネルギー消費量 冷房設備 EC EC: 冷房設備の基準一次エネルギー消費量 基準一次エネルギー EV: 換気設備の基準一次エネルギー消費量 換気設備 EV 消費量 EHW: 給湯設備の基準一次エネルギー消費量 EL: 照明設備の基準一次エネルギー消費量 25,091 給湯設備 EHW 照明設備 16,863 MJ/戸・年 計算支援プログラムの結果 EL. EH + EC + EV + EHW + EL 基準一次エネルギー消費量 合計 (B) 84,431 Ess ■設計一次エネルギー消費量(太陽光発電による創エネルギーを除いたもの) - 設計一次エネルギー消費量の算出 項目 記号 計算結果 単位 計算方法等 EH1 22,829 MJ/戸・年 計算支援プログラムの結果 計算支援プログラムの結果を記入 Ee1 8,032 MI/戸·年 計算支援プログラムの結果 EH1: 暖房設備の設計一次エネルギー消費量 設計一次 EV1 EC1: 冷房設備の設計一次エネルギー消費量 計算支援プログラムで「コージェネレーションを採用する」 EV1: 換気設備の設計一次エネルギー消費量 EHW1 16,256 を選択した場合、その結果を記入 EHW1: 給湯設備の設計一次エネルギー消費量 EL1 8,222 EL1: 照明設備の設計一次エネルギー消費量 E cgs:「発電量 (コージェネレーション) 」 発電量(コージェネレーション) Ecgs EH1 + EC1 + EV1 + EHW1 + EL1 - Ecgs 設計一次エネルギー消費量 合計 Etotal 60,556 ■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出 記号 計算結果 単位 計算方法等 76,347 MJ/戸•年 計算支援プログラムの結果 発電量(太陽光発電) **EPVC** 太陽光発電による総発電量(D) EPVC' 76,347 MJ/F 年 計算支援プログラムの結果 計算支援プログラムで「太陽光発電を採用する」 を選択した場合、その結果を記入 ■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出 記号 項目 EPVC:「発電量(太陽光発電)| 太陽光を除く一次エネルギー消費削減量 (C) 23,875 MJ/戸・年 Ess - Etotal Ssubtotal 年間一次エネルギー消費削減量 (C)+(D) 100,222 MJ/戸•年 Ssubtotal + EPVC' Stotal 年間一次エネルギー消費削減率 {(C)+(D)}÷(B)×100 118.7 Stotal ÷ Ess × 100 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C)÷(B)×100 28.2 Ssubtotal ÷ Ess × 100

参考 2 交付申請時に提出する書類(9建築図面、⑩仕様書)

【外皮面積算出における図面の作成例】

戸建住宅における、天井断熱・壁断熱・床断熱で玄関が土間であるモデル住宅を用いて面積算定方法例を示す。



面積算出等の根拠となる寸法は表示すること

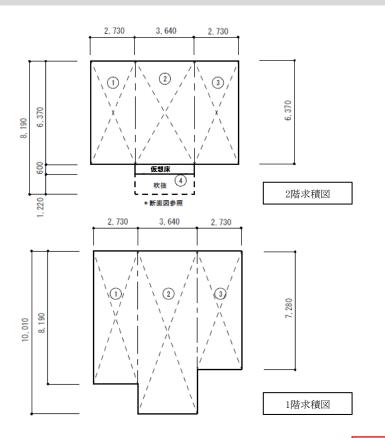


(小数点以下3位を四捨五入)

(小数点以下3位を四括五人)							
			外壁求積表		1		
	開口部含む					部除く	
	記号	計算式	面積(m²)	小計 (m²)	開口部 (m²)	小計 (m²)	
	1	(4.43+5.305) $\times 1/2 \times 1.82$	8.85885				
東側	2	6.37×5.305	33.79285	47.20	2.22	44.98	
	3	1.82×2.5	4.55				
	1	2.73×5.305	14.48265		45.50	27.53	
南側	2	3.64×4.43	16.1252	45.09	17.56 (ドア含む)		
	3	2.73×5.305	14.48265		(1 / 11/2)		
	1	1.82×2.5	4.55			43.73	
西側	2	6.37×5.305	33.79285	47.20	47.20 3.47		
EN EN	3	(4.43+5.305) $\times 1/2 \times 1.82$	8.85885		0.11		
北側	1	9.1×5.305	48.2755	48.28	5.71	42.57	
				40.28	(ドア含む)	42.07	
	合計				28.96	158.81	

(注)面積の小計または合計は、小数点以下3位を四捨五入とし、 その計算過程においては四捨五入しないこと

(小数点以下3位を四捨五入)					
	開口部求積表				
記号	計算式 (W)×(H)	小計 (㎡)			
E1	$0.60 \times 1.10 = 0.66$				
E2	$0.60 \times 0.60 = 0.36$	0.00			
E3	$0.60 \times 0.90 = 0.54$	2.22			
E4	$0.60 \times 1.10 = 0.66$				
S1	$1.60 \times 2.00 = 3.20$				
S2	$2.14 \times 2.00 = 4.28$				
S3	$1.60 \times 1.80 = 2.88$				
S4	$0.6 \times 1.35 = 0.81$	15.67			
S5	$0.6 \times 1.35 = 0.81$				
S6	$0.6 \times 1.35 = 0.81$				
S7	$1.60 \times 1.80 = 2.88$				
W1	$1.65 \times 1.30 = 2.145$				
W2	$0.60 \times 1.10 = 0.66$	3.47			
W3	$0.60 \times 1.10 = 0.66$				
N1	$0.60 \times 0.90 = 0.54$				
N2	$0.60 \times 1.10 = 0.66$				
N3	$0.60 \times 1.10 = 0.66$				
N4	$0.65 \times 1.80 = 1.17$	5.71			
N5	$0.60 \times 0.90 = 0.54$	5.71			
N6	$0.60 \times 0.60 = 0.36$				
N7	$0.60 \times 0.90 = 0.54$				
N8	$1.65 \times 0.75 = 1.24$				
	小計	27.07			
D1	$0.90 \times 2.10 = 1.89$	1.89			
	合計	28.96			
	E1 E2 E3 E4 S1 S2 S3 S4 S5 S6 S7 W1 W2 W3 N1 N2 N3 N4 N5 N6 N7 N8	開口部求積表 記号 計算式 (W)×(H) E1 0.60×1.10=0.66 E2 0.60×0.60=0.36 E3 0.60×0.90=0.54 E4 0.60×1.10=0.66 S1 1.60×2.00=3.20 S2 2.14×2.00=4.28 S3 1.60×1.80=2.88 S4 0.6×1.35=0.81 S5 0.6×1.35=0.81 S6 0.6×1.35=0.81 S7 1.60×1.80=2.88 W1 1.65×1.30=2.145 W2 0.60×1.10=0.66 N3 0.60×1.10=0.66 N1 0.60×0.90=0.54 N2 0.60×1.10=0.66 N4 0.65×1.80=1.17 N5 0.60×0.90=0.54 N6 0.60×0.90=0.54 N6 0.60×0.90=0.54 N7 0.60×0.90=0.54 N8 1.65×0.75=1.24 小計 D1 0.90×2.10=1.89			

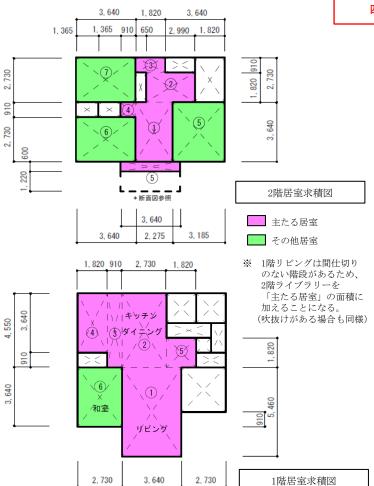


(小数点以下3位を四捨五入)

床面積表	(m²)
敷地面積	252.00
建築面積	82.70
延床面積	136.62
1階	78.66
2階(吹抜けを除く)	57.96

<zeh用:< th=""><th>求積表></th><th>(小数点以)</th><th>F3位を四捨五入)</th></zeh用:<>	求積表>	(小数点以)	F3位を四捨五入)
	面	積表	
1階			
記号	計算	弋	面積(m²)
1	2.73×8.19)	22.3587
2	3.64×10.0)1	36.4364
3	2.73×7.28	3	19.8744
	1階床面積		78.66
2階			
1	2.73×6.37	7	17.3901
2	3.64×6.37	7	23.1868
3	2.73×6.37	7	17.3901
4	3.64×0.6		2.184
-	2階床面積		60.15
	床面積の合計	t	138.81

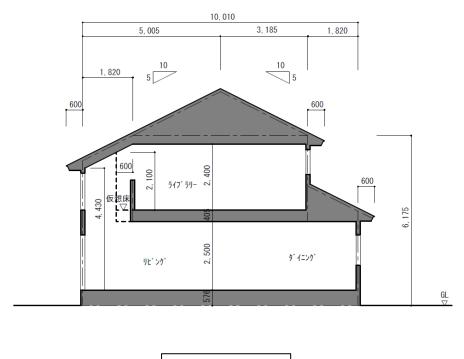
(注)面積の小計または合計は、小数点以下3位 を四捨五入とし、その計算過程においては 四捨五入しないこと



	(小数点以下	3位を四捨五入)
	主たる居室	
記号	計算式	面積 (m²)
1	3.64×5.46	19.8744
2	2.73×4.55	12.4215
3	0.91×4.55	4.1405
4	1.82×3.64	6.6248
(5)	1.82×1.82	3.3124
	1階床面積	46.37
1	2.275×3.64	8.281
2	2.99×1.82	5.4418
3	1.82×0.91	1.6562
4	0.91×0.91	0.8281
5	3.64×0.6 (仮想床)	2.184
	2階床面積	18.39
	床面積の合計	64.76

	その他居室	
記号	計算式	面積 (m²)
6	2.73×3.64	9.9372
	1階合計	9.94
5	3.185×3.64	11.5934
6	3.64×2.73	9.9372
7	3.64×2.73	9.9372
	2階合計	31.47
	床面積の合計	41.41

	外気に接する床	
記号	計算式	面積 (m²)
1	2.73×0.91	2.4843
外	気に接する床の合計	2.48



断面図

<仮想床の考え方>

- (1) 仮想床の面積は、吹抜けの存する「主たる居室」、「その他の居室」及び「非居室」の面積に加えること。
- (2) 吹抜け部分の仮想床は各階の床面に設け、仮想床から天井の高さが2.1m未満の場合は除くこと。
- (3) 天井の高さが4.2m以上ある場合は「H25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説(II 住宅)」に則って床面積を計算すること。

<各居室について>

「主たる居室」とは、当該住戸又は当該住戸の部分における熱的境界の内側に存する居室のうち、基本生活行為において、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室のことであり、居間(リビング)、食堂(ダイニング)及び台所(キッチン)をいう。

「その他の居室」とは、当該住戸又は当該住戸の部分における熱的境界の内側に存する居室のうち、主たる居室以外の居室をいう。

「非居室」とは、当該住戸又は当該住戸の部分における熱的境界の内側に存する居室以外の空間をいう。

<建築図面について>

【求積図】

- ①各部屋の床面積が分かるようにし、「主たる居室」、「その他居室」がはっきり分かるよう各居室を囲み2色で 色分けして作成すること。
- ②仮想床が発生する場合、その部分の断面図が明記されていること。
 - ※建築図面(求積図)の作成については一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページ等を 参照すること。

低炭素建築物設計図書作成例 https://www.hyoukakyoukai.or.jp/download/sekkei_tosho_teitanso.html

【平面図(兼設備設置図)】

①空調、給湯及び換気設備機器の設置位置をプロットした図面(原則1枚のA3用紙)であり、

空調、給湯、換気等の機器名称を必ず明記した図面とすること。

蓄電池システムを補助対象設備として申請する場合は、蓄電池本体の設置位置を明記すること。

例)エアコン:室内機、室外機の設置位置

床暖房:パネルの敷設範囲、敷設率(敷設率の計算根拠を含む)

全館空調:室内機、室外機、給気口、排気口の設置位置

給湯設備:給湯機、貯湯タンク等の設置位置(太陽熱利用、燃料電池を含む)

換気設備:24時間換気に係る機器本体の設置位置

蓄電システム:補助対象設備として申請する場合は、蓄電池本体の設置位置

※ダクト、電気配線等の経路図、リモコンの設置位置、照明設備については、提出の必要はありません。 ②矩計図は、原則申請する住宅のものとすること。

標準図等と称される共通的なものを利用する場合は、必ず申請する住宅の階高、屋根勾配、断熱材等の仕様を明記すること。

<仕様書について>

- ①メーカーカタログの写しを使用する場合、該当する箇所にマーク等を記し当該設備の性能・仕様が分かるようにすること。
- ②開口部の熱貫流率については、仕様規定による性能値を上回る数値を入力して計算する場合には、「窓の断熱性能証明書(発行者印のあるもの)」を添付すること。
- ③太陽光発電システムの仕様書またはカタログの写しを添付すること。

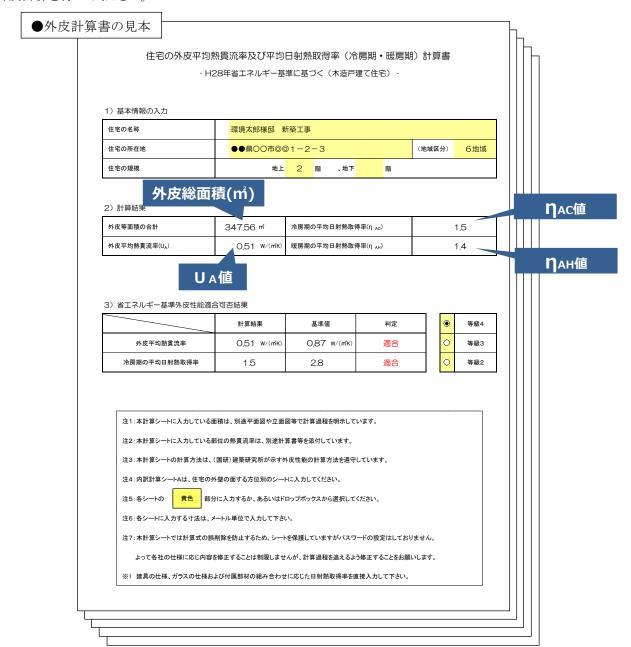
燃料電池について、計算支援プログラムの「コージェネレーション機器の指定」で型番(品番)を入力してエネルギー計算を行う場合は、その仕様書またはカタログの写しを添付すること。

外皮計算書について

「建築物省エネルギー消費性能基準」または「H28年基準」で申請する場合の事例

建築物省エネ法に基づく「建築物省エネルギー消費性能基準」、または省エネ法に基づく「H28年基準」に おける計算に準拠した評価方法で、申請する住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)、外皮面積の合計(㎡)、暖房期 平均日射熱取得率(η AH値)、冷房期平均日射熱取得率(η AC値)を、算出してください。

- ※暖房期または冷房期平均日射熱取得率は、小数第一位までとし、**小数点第二位以下の処理は、\eta** AHは切下 If η ACは切上げに注意してください。
- ※外皮性能の算出においては、国立研究開発法人 建築研究所のホームページで公開されている住宅に 関する事項「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」に 記載された方法を用いてください。
- ※日射熱取得率に関しては、「窓枠を考慮した日射熱取得率の評価」に記載された内容を確認した上で、 外皮計算を行ってください。



5. 交付申請書 及び添付書類の入力例

全ての申請において必要な書類

- ・提出書類チェックリスト
- •様式第1 (交付申請書)
- •補助金申請算定表
- ・蓄電システム見積書
- ・蓄電システムリース料金計算書

※様式をSIIホームページの二次公募より、ダウンロードしてください。

【定型様式 5 提出書類内容チェックリスト】

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及加速事業費補助金 定型様式5 (チェックリスト)

提出書類内容チェックリスト

定型様式 5

- (注1) 提出書類の並び順は、当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み提出すること。
- (注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

	申請者名				
	手続代行者名				
No	書 類 名	項	目	内 容	確認欄
		交付申請書		申請する住宅について必要事項が記入されているか	
		別紙1 暴力団排除に 誓約事項	-関する	届出日が記入されているか	
	交付申請書	別紙2 暴力団排除に 誓約事項 役員名簿	関する	共同申請者のある場合は、法人・団体名等、名簿の全てが記入されているか	
1	(様式第1)		申請者	自筆の署名であるか	
		別紙3 誓約書	共同申請者	共同申請者のある場合は、交付申請書に記載のものと整合性がとれているか	
			手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれていいるか	
2	実施計画書	実施計画書全般		申請する住宅の断熱及び設備仕様とエネルギー計算結果の全てが記入 されているか	
3	外,	皮計算書		申請する住宅の外皮平均熱質流率、及び外皮平均日射熱取得率の 根拠となる計算書であるか	
4	費用総括表 (補助金申請算定表)	補助金交付申請予定	三額	交付申請書と金額の整合性はとれているか	
		蓄電システム見積書		発行元・宛先、見積金額が明記されているか	
(5)	蓄電システム費用関連書類 (該当する書類を提出)	リース契約書(案)		交付申請書の申請者、共同申請者の記載内容との整合性はとれているか	
		蓄電システムリース 料金計算書		契約開始日、契約終了日、契約期間、費用の全てが記入されているか	
6	計算支援プログラムに基づく 計算結果表	計算支援プログラム		計算支援プログラムを使用し公募要領の交付申請の方法に基づいて作成 されているか	
		配置図		真北と建物との方位角が明記されているか	
		求積図		床面積の求積表・寸法が明記され、且つ主たる居室・その他居室の色分けがされているか(仮想床が発生する場合、その部分の断面図も必要)	
		外皮面積図		開口部・外壁面積の求積表が明記されているか	
7	建築図面 (A3用紙で提出すること)	平面図(兼設備設置	図)	各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか	
		立面図		東西南北全てあり、屋根勾配及び階高等が確認できるよう明記されているか	
		矩計図		躯体の構成材・断熱材の仕様等が明記されているか	
		屋根伏図		太陽光パネルの設置した傾斜角が明記されているか	
8	仕様書 (カタログの写し等)	申請仕様確認		実施計画書に記入した高断熱外皮および設備の仕様(メーカー名、型番、性能値等)がわかるものを揃えているか	
9	印鑑登録証明書(原本)	発行日		交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか	
9)	H ¹ 種至軟証り青(原本)	登録者		申請者本人のものであるか(連名で申請する場合には申請する人数分あるか)	
10	提出書類阿	内容チェックリスト		チェック漏れはないか	

【様式第1(交付申請書)】



【様式第1(交付申請書)】

						記							(2	/ :	5 枚
申請者		00 00)													
手続代行会社	注名		株式会社	t							ビルダー			i ež i ven.e]_	
支店名			支店		EHビルダー登 琴号及び登録					施工	管理を行	う支に	及びグル	レダーが設言 レープ網」の :号を記入		
. ZEHビル	<i>7</i>								<u>.</u>							
登録番号	<i>i</i> —	280-00					グル	ープ番号								
登録名称		●● ハウ	'Z				1									
. 申請する住	宅の概要			住所は原	則地番を記	入		選択し	た計算	章支援	プログラム	ムをプル	ダウンかり	5選択		
建 設	₹ 00	O -	000	0 / 5	集次区分	二次	公募	エネルギ	一計算	算の算	定方法			H28年基	基準	
予定地	00	県	С	0	市	00		〇丁目	○番	5 0月	<u>1.</u> 7					
建築区分	新築	地域区分	3		年間日射 地域区分	A	13	断熱性能	*± *					0.51	W/m²·	K
省エネ性能表 による評価		有		ネルギー 装置評価:		#	無	例 恐1生月		※外皮平均 (UA値:	熱脈病率 小数点第二位	まで、第三位	LTFUND (SIT)	色みしてください	ı	
事类乙宁斯	188	_	評価点の	無をプル	ダウンから選	 択								マ計算書の		
事業予定期着手予定日	11月 ※	未記入の場	合、加点「	無」として受		。ご注意		定日	Г	平成	29) 白	تِنا	果を記入) 目
ま売の場合は、		は記入不要。	完了予定			己入する		7,72,7		1 ///						
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に	総括表より軸 に関する なの暴力団排門	記記 雲約事項 余に関するも の書(別解	誓約事項に 氏3)			曜の上、		司意します	۲.		費用給		(補助金	金申請算定で自動表え		b
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に 5/5に記載	総括表より 輸送に関する なの暴力団排 に関する での での での での での での での での での で	語記 誓約事項 余に関するも 対書(別解 に関する誓約	誓約事項に 氏3) 約事項につ	かいて熟読	売し、理解の	解の上、	これに同	司意します		を記		人 入力((補助金			p
暴力団排除3/5に記載交付申請に	総括表より 輸送に関する なの暴力団排 に関する での での での での での での での での での で	会約事項 会に関するも か書(別解 に関する誓紹 に関する誓紹 と者等)	誓約事項に 氏3) 約事項につ	かいて熟読	売し、理解の	解の上、	これに同i れに同i 実務担i	司意します	絡先			が 活表 入力 に と こと	(補助金			n
費用	総括表より軸 はに関する はの暴力団排 関する誓約 はの交付申請は ・(リース美	会約事項 会に関するも か書(別解 に関する誓紹 に関する誓紹 と者等)	誓約事項に 氏3) 約事項につ	かいて熟読	売し、理解の	解の上、	これに同意	司意します 意します。 当者の連	≦絡先	ΔΔΖ	入する	/ 表別 こと 店	(補助金			p
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に 5/5に記載 . 共同申請者 会社名 所属	総括表より軸 総括表より軸 はに関する 整然の 暴力団排 に関する 整然 はの交付申請 は (リース 美株式会社	雲約事項 会に関するも 力書 (別)線 に関する誓紹 を者等)	誓約事項に 氏3) 約事項につ	らいて熟記 等で確生	売し、理解の	解の上、	これに同意	司意します。 意します。 当者の連 店名	≦絡先	ΔΔ. Δ.	.入する <u>^</u> 支	/ 表別 こと 店	(補助金			市市
費用 - 暴力団排除 3/5に記載 - 交付申請に 5/5に記載 - 共同申請者 会社名	総括表より軸 総括表より軸 はに関する 整然の 暴力団排 に関する 整然 はの交付申請 は (リース 美株式会社	雲約事項 今書 (別解する著名等) ○ ○ ○ リー	(問合せ等	いて熟読	売し、理解の	解の上、	これに同意	司意します。 登1者の連び店名	絡先△△	ΔΔ. Δ.	.入する <u>^</u> 支	/ 表別 こと 店	(補助金			
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に 5/5に記載 . 共同申請者 会社名 所属	総括表より軸には、 はに関する誓紹の交付申請はの交付申請は ・ (リース等株式会社 へ	雲約事項 余に関する事 の書 (別解する誓編 を者等) △△リー	(間合せ等へへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへ<	いて熟読	売し、理解の 長に対応で	解の上、 り上、こ	これに同 れに同意 実務担 支 担当	司意します。 登1者の連び店名	絡先△△	ΔΔ Z	.入する <u>^</u> 支	総括表 入力 に と に	(補助金売条件)			
費用 ・暴力団排除 3/5に記載 ・交付申請に 5/5に記載 ・共同申請者 会社名 所属 住所	総括表より軸には関する書類の交付申請は (リース美 株式会社 へ△部 〒 △△	電約事項 情報 (別)	(間合せ等へへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへへ<	がで確ま 学で確ま	たし、理解の 屋に対応で	平 の上、こ ひ上、こ ごきるま	これに同 れに同意 実務担 支 担当	可意します。 当者の連 店名 居氏名 県	絡先△Δ△Δ(^	入する	送話表力が うこと)	(補助金人)	で自動表示		市
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に 5/5に記載 . 共同申請者 会社名 所属 住所 電話番号	総括表より軸に関する書籍の交付申請に 「リース等株式会社 「ロース等なのを付申請に 「ロース等なのを可した。」「ロース	雲約事項 (別解する著名等) (公人リー	(計会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)(本会せき)	がて熟読 等で確実	だし、理解の	平 の上、こ ひ上、こ ごきるま	これに同 れに同意 実務担 支 担当	前意します。 意します。 当者の連 に店名 場	絡先	△	入する。支	表別 と 当者の連絡	(補助会人	で自動表示		市
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に 5/5に記載 . 共同申請者 会社名 所属 住所 電話番号	総括表より軸には関する書館の交付申請は、「リース等性」とは、「リース等性」とは、「リース等性」とは、「リース等性」とは、「一人」は、「一人」とは、「一人」、「一人」、「一人」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	響約事項 特に関する著 の関する著 を者等) (人) リー	(計) 事項に(共3)(内) 事項につ(間) 合せ等(一ス(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)(本金)<li< td=""><td>がで確実 等で確実 号</td><td>売し、理解の をに対応で</td><td>アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン </td><td>これに同加 れに同加 実務担当 担当</td><td>前意します。 意します。 当者の連 に店名 場</td><td>絡先</td><td>△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ ✓ ✓ → △ ✓ ✓ → ✓ ✓ → ✓ ✓ → ✓ ✓ → ✓ ✓ → → ✓ ✓ → ✓ → ✓ →</td><td>入する◇ 支</td><td> 表別 大表別 大表別</td><td>(補助会会性)</td><td>で自動表示 つ ひせ等で 入すること ・ルアドレズ:</td><td></td><td>市</td></li<>	がで確実 等で確実 号	売し、理解の をに対応で	アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン 	これに同加 れに同加 実務担当 担当	前意します。 意します。 当者の連 に店名 場	絡先	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ ✓ ✓ → △ ✓ ✓ → ✓ ✓ → ✓ ✓ → ✓ ✓ → ✓ ✓ → → ✓ ✓ → ✓ → ✓ →	入する◇ 支	表別 大表別 大表別	(補助会会性)	で自動表示 つ ひせ等で 入すること ・ルアドレズ:		市
費用 - 暴力団排除 3/5に記載 - 交付申請に 5/5に記載 - 共同申請者 会社名 所属 住所 電話番号 携帯電話番号 E-MAIL	総括表より軸には関する書館の交付申請は、「リース等性」とは、「リース等性」とは、「リース等性」とは、「リース等性」とは、「一人」は、「一人」とは、「一人」、「一人」、「一人」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	電船 事項 会	誓約事項に 氏3) 約事項に (間合せ ース	がで確実 等で確実 号	売し、理解の ほに対応で △△△	アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン 	これに同加 れに同加 実務担当 担当	新聞 (1) ます。	絡先	△ △ △ △ △ △ △ △ △ ✓ ✓ ← ✓ ✓ ← ✓ ✓ ← ✓ ✓ ← ✓ ✓ ← ✓ ✓ ← ✓ ✓ ←	入する 支	総括入) こと 当者は連続である。 当者はは必ずである。 こと 当者のは必ずである。 こと こと こと こと こと こと こと こと	(補助会)	で自動表え つせ等で 入すること -ルアドレス・ ること		市
費用 - 暴力団排除 3/5に記載 - 交付申請に 5/5に記載 - 共同申請者 会社名 所属 住所 電話番号 携帯電話番号 医-MAIL - 手続代行担	総括表より軸には、 はに関する替用のでは、 はの交付申請は、 はの交付申請は、 は、しょうでは、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、の交付申請は、 は、ののでは、 は、 は、ののでは、 は、ののでは、 は、ののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	電船 事項 会	誓約事項に 氏3) 約事項に (間合せ ース	がで確実 等で確実 号	売し、理解の ほに対応で △△△	アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン 	これに同意を務担等を表生	(記) ます。 (記) ます。 (記) ます。 (注) ま ます。 (注) ます。 (注) ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	絡先	へへんない。 なび手続き きる実現可能が取れれれい。 が取れれれれい。	入する 支	総括入) こと 当者は連続である。 当者はは必ずである。 こと 当者のは必ずである。 こと こと こと こと こと こと こと こと	(補助会)	で自動表え つせ等で 入すること -ルアドレス・ ること		市
費用 - 暴力団排除 3/5に記載 - 交付申請に 5/5に記載 - 共同申請者 会社名 所属 住所 電話番号 携帯電話番号 E-MAIL - 手続代行担 会社名 所属	総括表より軸に関する情報の暴力団排門関する誓辞の交付申請では、リース等株式会社 「ハース等株式会社」 「ハース等株式会社」 「ハース等株式会社」 「ハース等様式会社」 「	電彩事項 等に関する特 を書等) へのフリー へのフリー へのフリー へのフリー へのフリー へのフリー へのフリー へのフリー へのフリー へのフリー へのフリー	誓約事項に 氏3) 約事項に (間合せ ース	いて熟記 字で確身	たし、理解の 区に対応で へん。	アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン 	これに同意を務担等を表生	司意します。 意します。 <u>当者の連</u> 近店名 本番号 ・共同実に、 ・緊急時に ・都道府県	絡先	へん / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	入する 支	総括入) こと 当者は連続である。 当者はは必ずである。 こと 当者のは必ずである。 こと こと こと こと こと こと こと こと	(補助会)	で自動表え つせ等で 入すること -ルアドレス・ ること		市
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に 5/5に記載 . 共同申請者 会社名 所属 住所 電話番号 医-MAIL . 手続代行担 会社名	総括表より軸に関する情報の暴力団排門関する誓辞の交付申請では、リース等株式会社 「ハース等株式会社」 「ハース等株式会社」 「ハース等株式会社」 「ハース等様式会社」 「	震約事項 (別解する書) (別解する書) (別解する書) (別解する書) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本	新事項に (代3) (制合せ金ース (制合せ金ース (人) (本) (人) (本) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人	ができる。	たし、理解の 区に対応で へん。	アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン アロン 	これに同意を務担等を表生	司意します。 連 当店名 本 本 本 本 本 本 本 大 の の の の の の の の の の の の の	名格先 へな (((にすると はないでは、 はないではないではないではないでは、 はないではないではないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	へん / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	入する 支	総括入) こと 当者は連続である。 当者はは必ずである。 こと 当者のは必ずである。 こと こと こと こと こと こと こと こと	(補助会)	で自動表え つせ等で 入すること -ルアドレス・ ること		市
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に 5/5に記載 . 共同申請者 会社名 所 届 住 所 電話番号 第一電話番号 E-MAIL . 手続代行担 会社名 所 属	総括表より軸には関する書籍の交付申請はの交付申請は「リース等株式会社」 「「、リース等株式会社」 「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	電約事項 等約事項 特書(別解する替 を者等) へ リー	新事項に (代3) (制合せ金ース (制合せ金ース (人) (本) (人) (本) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人	ができる。 日本	たし、理解の 本人 本人 なり なり なり なり なり なり なり なり なり なり	P の上、ここできるま	これに同意 実務担当 担当	司意します。 連 当店名 本 本 本 本 本 本 本 大 の の の の の の の の の の の の の	名格先 へな (((にすると はないでは、 はないではないではないではないでは、 はないではないではないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公	入する 支	表力 と 当者連載でいる。 当者を必ずでは	(補助会体))	で自動表え つせ等で 入すること -ルアドレス・ ること	△△△ を記入す	市
費用 . 暴力団排除 3/5に記載 . 交付申請に 5/5に記載 . 共同申請者 会社名 所属 住所 電話番号 E-MAIL . 手続代行担 会社名 所属	総括表より軸に関する情報の暴力団排に関する情報の交付申請に関するを対象の交付申請には、リース等を対象の交付申請には、シームの公司を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	言約事項 等に関する お書(別解替 公人リー 公人リー 公人リー 公人リー 公人リー 公人リー 公人リー 公人リー 公人リー 公人リー	無 () () () () () () () () () (## 1	をし、理解の をに対応で へん。	解の上、この上、このと、この上、この上、この上、この上、この上、このできる (まできる) (はずる)	これに同意 実務担当 担当	司意します。 道はます。 連ば店名 本番号 ・「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	名名生産 (((() () () () () () () ()	公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公	入する。支	表力 と 当者連載でいる。 当者を必ずでは	(補助会体))	で自動表示の世等で入すること・・ルアドレズ・ること	△△△ を記入す	市

⁵⁹

【別紙1】

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及加速事業費補助金 別紙1

平成 28 年 〇 月 〇 日 3 / 5 枚)

入力必須

・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい

 \cdot (1) \sim (4) に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき 又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は 代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を 有しているとき

以上

【別紙2】

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金 別紙2

平成 28 年 〇〇 月 〇〇 日

暴力団排除に関する誓約事項

役員名簿

法人・団体名等 : 株式会社 △△リース

氏名 カナ	氏名 漢字		生年月日			性別	役職名
24 77	1 K1	和暦	年	月	日	11777	天48474
キョウドウ タロウ	共同 太郎	S	00	00	00	M	会長
トウザイ イチロウ	東西 一郎	S	00	00	00	M	代表取締役 社長
ナンボク ハナコ	南北 花子	Н	00	00	00	F	代表取締役 副社長

(注1)

申請者が個人の場合は不要とする。ただし、共同申請者(リース亊業者等)は、役員名簿を提出すること。

(注2)

で 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

【別紙3】

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金 別紙3

平成 28 年 〇〇 月 〇〇 日 入力必須 (5 / 5 枚)

入力必須

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池学殿

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及加速事業費補助金 誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)に提出するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

1 交付由請

本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。

2 暴力団排除

暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。

3. 交付決定前の事業着手の禁止

交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

4. 重複申請の禁止

他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。

申請の無効

申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。 万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

6. 個人情報の利用

SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証の ための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。

7. 申請内容の変更及び取下げ

申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。 万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。

8. 現地調査等の協力

補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

9. 事業の不履行等

申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。

10. 免責

SIIは、ZEHビルダーと手続代行者、補助対象事業者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。

11. 事業の内容変更、終了

SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。 平成 28 年 〇 月 申請者氏名 00 00 申請者本人が署名し実印を捺印すること。(手続代行者の代筆は不可) 必ず代表者印を押印 (社印は不可) 共同申請者 会社名 株式会社 △△リース 共同申請者 代表者名等 支店長 △△ △△ 必ず代表者印を押印 (社印は不可) 手続代行者 会社名 □□□□□ 株式会社 手続代行者 代表者名等 支店長 □□□ □□

【定型様式 2 費用総括表(補助金申請算定表)】

平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネル							
(Ē	与地)は申請書及び実施計 	画書より自動で	表記 f 太郎邸0123 定型様式 2				
費用総括表(補助金申請算定表)							
1. 補助対象費用の算出							
(A) ZEH導入補助金申請額合計			Ħ				
(1) 蓄電システム			<u> </u>				
1. 設備情報							
メーカー名							
パッケージ型番							
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
蓄電容量		定型様式 3	蓄電システム見積書に基づいて				
			设備工事費を分けて記入すること				
2. 補助対象費用の算出(見積金額)			1				
設備費		円	1				
工事費			2				
上尹其			٧				
補助対象費用合計		円	3=1+2				
補助対象費用合計の1/3		円	4 = 30 1/3				
 3. 補助金の算出: 蓄電容量1kWhあ	t-11575						
3. 開助並の昇山: 歯电谷里 IKWNの 蓄電容量	kWh	円	⑤				
H.022							
4. 補助対象費用合計の1/3又は30	ついずれか低い金額(上限5	60万円)					
(B) 蓄電システム導入補助金申請 額	Ą	円	⑥=④or⑤の いずれか低い金額				
補助金交付申請予定額 (様式第1に転記されます。	負)	Ħ	(A)+(B)				

【定型様式 3 蓄電システム 見積書】



【定型様式 4 リース料金計算書】

マ成 年 月 日 から 平成 フース契約 予定期間 ヶ月 ース等料金計算 (A) 設置機器金額 [合計]	年 月
-ス等料金計算 (A) 設置機器金額	
(A) 設置機器金額	
·	円[税抜]
費用項目 補助金ありの場合 (補助金適用後の金額)	補助金なしの場合 (補助金適用前の金額)
補助金交付 (B) 申請予定額 [合計]	
蓄電システムの補助金交付申請予定額を記入すること。	
補助金充当後の金額	
(D) 保険料·諸税等 円 [税抜]	l
(E) リース対象元本 (C)+(D) 円 (税抜]	l
(F) 金利(%) %	
(G) 金 利(金額) [税抜]	
(H) リース料等総額 (E) + (G) 円 [税抜]	

6. よくある質問と回答

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業と、地域型住宅グリーン化事業などの国庫を財源とする他の Q1事業との併用は可能ですか? Δ1 補助対象が重複する部分については併用できません。 過去に国庫補助金を受けた事がある既築住宅で、今回ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業に申 Q2請することは可能ですか? **A2** 財産の管理など適切な措置を行った上で、補助対象部分が重複しなければ申請可能です。 Q3応募が多数あり、補助対象事業の申請金額合計が予算を上回った場合はどうなりますか? **A3** 再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除いた年間の一次エネルギー消費削減率等について評 価を行い、公募要領に書かれた方法で審査して決定いたします。 Q4交付決定日の前に着手してしまった場合、補助対象から外れますか? 事前着手(新築建売住宅の場合を除く)や事前引渡し(新築建売住宅を含む)を行った場合、補助金の交付は受 けられません。 Q5申請書を直接SIIへ持参することは可能でしょうか? **A5** 申請書の持ち込みは受付けません。 多数の申請が想定されるため書留等、配達記録の残る方法で送付下さい。 Q6SIIへの申請書類の捺印はすべて実印で行うのでしょうか? **A6** 捺印には、印鑑登録がなされている印をお使い下さい。 $\mathbf{Q7}$ 交付決定通知を受け取った後の提出書類(「補助対象事業実績報告書」等)の作成はどのように行うのでしょうか? **A7** 交付決定通知時に別途配布する「事務取扱説明書」に作成方法の詳細が記載されています。 Q8申請にあたって、SIIに行き、詳細部分について直接相談することは可能ですか? **A8** ご質問がある場合は、問い合わせ窓口までお電話下さい。 Q9地域区分1、2以外で、寒冷地特別外皮強化仕様として申請をしたいのですが可能ですか? Δ9 寒冷地におけるZEH導入コストに鑑みた制度ですので、その他の地域区分での申請はできません。

- **Q10** 定期報告アンケートの回答を怠った場合はどうなりますか?
- A10 定期報告アンケートの回答は事業の要件となっております。 回答がない場合は、未回答者として事務局で記録をさせて頂きます。
- Q11 公募説明会に参加しないと申請できないのでしょうか?
- **人 1 1** 公募説明会の参加は申請要件ではありません。
- Q12 申請可能な蓄電システムは、どこでわかりますか。また鉛蓄電池は補助対象になりますか?
- A12 申請が可能な蓄電システムは、平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金の補助対象製品一覧のうち、再生可能エネルギー蓄電モードが「有」として登録されている機器のみとなります。
 (鉛蓄電池は補助対象になりません)
- Q13 蓄電システム以外の補助対象機器にリース品がある場合でも申請は可能ですか?
- **A 1 3** 蓄電システム以外の補助対象設備にリース品がある場合は申請できません。

その他にも、SIIのホームページに「よくあるご質問」を掲載しております。 https://sii.or.jp/zeh28/faq.html

また、不明点・ご質問等がございましたら、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。 03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

申請書提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル2階 H28ZEH支援事業と異なるので注意してください。 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 『平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及加速事業』 申請係

- ※「交付申請書在中」と必ず記入してください。
- ※正しい事業名を明記してください。

【発送の注意事項】

- ※提出先に間違いがある場合は受理出来ないので注意すること。
- ※SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。 配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ※申請者又は手続代行者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、 郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送出来ないので注意すること。
- ※申請者の持ち込みは受理しないので注意すること。

【問合せ先】

TEL:03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

※上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の 問合せ先にご連絡ください。